

出入国在留管理政策懇談会資料

第1回会合（概要説明）



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁

Immigration Services Agency

令和6年12月26日
出入国在留管理庁

出入国在留管理基本計画

- 出入国管理及び難民認定法に基づき、法務大臣が出入国在留管理行政の施策の基本となる計画について定めるもの。
- 2018年12月に成立した入管法等改正法により、法務省が出入国に加えて「外国人の在留」の公正な管理を図る任務を負うことが明記され、基本計画の名称も「出入国管理基本計画」から「出入国在留管理基本計画」に改称された。

これまでの策定履歴

- 第1次 出入国管理基本計画(平成4年5月策定)
- 第2次 出入国管理基本計画(平成12年3月策定)
- 第3次 出入国管理基本計画(平成17年3月策定)
- 第4次 出入国管理基本計画(平成22年3月策定)
- 第5次 出入国管理基本計画(平成27年9月策定)
- 出入国在留管理基本計画(現行)(平成31年4月策定)

出入国管理及び難民認定法(抜粋)

- 第61条の9** 法務大臣は、出入国及び在留の公正な管理を図るため、外国人の入国及び在留の管理に関する施策の基本となるべき計画(以下「出入国在留管理基本計画」という。)を定めるものとする。
- 第61条の10** 法務大臣は、出入国在留管理基本計画に基づいて、外国人の出入国及び在留を公正に管理するよう努めなければならない。

第5次出入国管理基本計画策定後の状況の変化

- ◎ 深刻な人手不足対策としての在留資格「特定技能」の新設
- ◎ 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の策定及び法務省による総合調整機能の下での施策推進体制の構築
- ◎ 出入国在留管理庁の設置による体制整備
- ◎ 技能実習生の保護等を目的とする技能実習法の施行

○ その他

- ・ 出入国審査におけるバイオカート、顔認証ゲートの導入
- ・ 「出入国管理インテリジェンス・センター」の新設
- ・ 難民認定申請における濫用・誤用対策の強化 等

出入国在留管理基本計画の基本方針について

- 我が国経済社会に活力をもたらす外国人を積極的に受け入れていくこと
- 開発途上国等への国際貢献の推進を図るとともに、技能実習生の保護の観点から、技能実習制度の適正化を推進すること
- 受け入れた外国人との共生社会の実現に向けた環境を整備していくこと
- 訪日外国人旅行者の出入国手続を迅速かつ円滑に実施することで観光立国の実現に寄与すること
- 安全・安心な社会の実現のため、厳格かつ適切な出入国審査及び在留管理と不法滞在者等に対する対策を強化していくこと
- 難民問題については、国際社会の一員として、適正かつ迅速な保護の推進を図っていくこと

(参考) 第5次出入国管理基本計画における基本方針

- 我が国経済社会に活力をもたらす外国人を積極的に受け入れていくこと
- 開発途上国等への国際貢献の推進を図る観点から、新たな技能実習制度を構築すること
- 受け入れた外国人との共生社会の実現に貢献していくこと
- 訪日外国人の出入国手続を迅速かつ円滑に実施することで観光立国の実現に寄与すること
- 安全・安心な社会の実現のため、厳格かつ適切な入国審査と不法滞在者等に対する対策を強化していくこと
- 難民問題については、国際社会の一員として、適正かつ迅速な庇護の推進を図っていくこと

基本方針

- 我が国経済社会に活力をもたらす外国人を積極的に受け入れていくこと
 - 開発途上国等への国際貢献の推進を図るとともに、技能実習生の保護の観点から技能実習制度の適正化を推進すること
 - 受け入れた外国人との共生社会の実現に向けた環境を整備していくこと
 - 訪日外国人旅行者の出入国手続を迅速かつ円滑に実施することで観光立国の実現に寄与すること
 - 安全・安心な社会の実現のため、厳格かつ適切な出入国審査及び在留管理と不法滞在者等に対する対策を強化していくこと
 - 難民問題については、国際社会の一員として、適正かつ迅速な保護の推進を図っていくこと
- 以上の6点を基本方針とし、全ての取組を通じて外国人の人権への十分な配慮を行いつつ、必要な施策を展開していく。

対応策（今後の方針）

1 我が国経済社会に活力をもたらす外国人の円滑な受入れ

- 専門的・技術的分野の外国人の受入れの推進（運用の明確化、手続負担の軽減）
- 高度外国人材の受入れの推進（関係行政機関等との連携、積極的な広報）
- 在留資格「特定技能」の受入れ制度の適切・円滑な運用（関係行政機関と連携して在留状況や人手不足地域の状況等の正確・継続的な把握、届出等情報の収集・分析、入国審査官等による調査・指導等の実施、悪質なブローカー等排除のための二国間取決め等による送出国政府との協力、外国人材を見守る仕組みの定着、社会保険・納税義務の履行の促進、入管法等改正法附則第18条第2項の規定に基づく検討の準備等）
- 我が国における起業の促進（起業家受入れ促進制度の円滑な運用）
- 留学生の就職支援（大卒者が就職できる業務の拡大、クールジャパン分野への就職等）
- 日本語教育機関の適正化（告示からの抹消基準の厳格化、定期的な点検・報告の義務化、悪質なブローカー等を排除するための外国政府との情報交換、日本語能力試験の結果等の報告・公表の義務化、適正性判断に係る基準の見直し、在留申請に係る提出書類の見直し等）

2 少子高齢化の進展を踏まえた外国人の受入れについての国民的議論の活性化

- 外国人の受入れの在り方については、生産性の向上、女性、若者や高齢者などの潜在的な労働力の活用等、幅広い分野の施策に実効的かつ精力的に取り組むことが必要であり、そうした取組がなされることを前提に検討
- 新たに人材のニーズが生じてくる分野が専門的・技術的分野と評価できる分野の場合は、産業への影響等を踏まえつつ検討
- それ以外の分野への外国人の受入れについては、社会的コスト、雇用全体に及ぼす影響、産業構造への影響等幅広い観点から国民的コンセンサスを踏まえつつ検討
- 今後の外国人の受入れについては、人手不足対策としての在留資格「特定技能」の運用状況等も踏まえつつ、政府全体での幅広い検討が必要

3 技能実習制度の適正化に向けた取組

- 二国間取決めの作成推進及び運用の強化（送出国への通報等による不適正な送出機関の排除、実習実施者等に係る不正行為等の通報等を受けた所要の対応等）
- 技能実習生に対する支援・保護の強化（外国人技能実習機構が実施している母国語相談等の技能実習生に対するサポートメカニズムの周知徹底、相談を端緒とする失踪等の防止及び不正行為等の是正のための取組の充実等）
- 関係機関の連携の下での審査及び実地検査等の実施態勢の強化（失踪等発生届出受理時の初動対応強化、速やかな実地検査等の実施などによる原因調査、不正行為等に対する厳正な対応、審査や実地検査等の厳正な実施の徹底、監理団体の許可の取消しや技能実習計画の認定の取消し等の厳格な運用、技能実習法以外の法令による対応を含めた複合的かつ重層的な取組の実施等）

4 外国人の受入れ・共生のための取組

- 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の推進（関係施策の着実な実施、実施状況の的確な把握とフォローアップ、受入れ環境調整の担当官を窓口とした地方公共団体等との連携、国民・外国人の声等の把握及び関係行政機関との共有、積極的な情報発信）
- 在留管理制度的的確な運用と在留管理基盤の強化（住民基本台帳制度との情報連携、情報収集・分析能力の強化、外国人雇用状況届出情報との実合を行うなど関係行政機関との適切な情報連携のための在留カード番号の活用、在留申請手続のオンライン化による利便性の向上等）

5 観光立国実現に向けた取組

- 最新技術の活用による審査業務の効率化（バイオカート導入空港の拡大、顔認証ゲートの外国人出国手続への活用）
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等への対応（バイオカート等の機器の活用や職員の機動的配置等による円滑・迅速な出入国手続の実施、関係行政機関との協力による徹底したテロ対策等の水際対策）
- クルーズ船の外国人旅客に係る入国審査手続の円滑化（船舶観光上陸許可制度の円滑な運用等）
- その他の観光立国実現に資する取組（自動化ゲートによる審査対象の拡大、出入国記録カード・在留資格認定証明書の電子化、出発国における事前スクリーニング、出発時点の空港でのブレクリアランスの検討、旅行保険加入促進、医療費不払い外国人の入国審査の厳格化等）

6 安全・安心な社会の実現に向けた水際対策及び不法滞在者対策等の推進

- 厳格な出入国審査等水際対策の実施（個人識別情報を活用した上陸審査の効果的運用、関係機関との連携による情報（PNR等）の活用、ICPO紛失・盗難旅券データベース検索システムの活用、沿岸等のパトロール等）
- 不法滞在者・偽装滞在者対策等の推進（積極的な摘発等の実施、外国人雇用状況届出情報を含む各種情報の活用、在留カードの偽造対策の強化、関係機関との連携強化、送還忌避者等に対する実効性のある送還の実施、視察委員会の意見等を踏まえた処遇改善、人道上の配慮が必要な場合における仮放免制度の活用による長期收容の回避、被收容者に対するカウンセリング等）
- 出入国在留管理に関するインテリジェンス機能の強化（「出入国管理インテリジェンス・センター」を中心とする情報分析の推進、職員の育成等）
- 在留特別許可の適正な運用

7 難民の適正かつ迅速な保護の推進

- 真に庇護を必要とする者の迅速・確実な保護のための取組（難民該当性の的確な解釈による保護対象の明確化、待避機会としての在留許可対象の明確化の検討、脆弱な申請者へのインタビュー時の代理人等立会いの検討、濫用・誤用の申請の抑制策の効果を踏まえた更なる対策の検討（再申請事由の制限、送還停止効果の例外等））
- 第三国定住による難民の受入れ

8 その他

- 出入国在留管理体制の整備、職員の人材育成、国際協力の更なる推進、人身取引被害者等への配慮、永住許可の在り方の検討

出入国在留管理庁の業務の概要

1 出入国の管理

- 外国人の入国審査…上陸の申請を受けて、上陸許可の条件に適合しているかどうかを審査し、上陸の許可を決定。上陸申請時には個人識別情報（指紋・顔写真）を提供させる（注）
（注）特別永住者、外交官、16歳未満の者等は免除
- 外国人の出国確認…出国の事実を確認し、旅券に証印をする
- 日本人の出帰国確認…出国・帰国の事実を確認し、旅券に証印をする

2 外国人の在留の管理

- 我が国に在留する外国人の「在留資格の変更」、「在留期間の更新」、「永住許可」、「在留資格の取得」、「資格外活動許可」等に関する審査を行い、許可を決定
- 在留資格をもって我が国に中長期間在留する外国人（中長期在留者）の在留状況を継続的に把握。在留カードを交付し、必要な情報については届出を義務化
- 所定の在留資格取消事由に該当する外国人について、現に有する在留資格を取り消し、退去強制又は出国猶予期間中に出国させる

3 受入れ環境整備

生活者としての外国人に対する支援など外国人との共生社会の実現に必要な施策を関連省庁と連携して実施する

4 不法滞在者等の退去強制

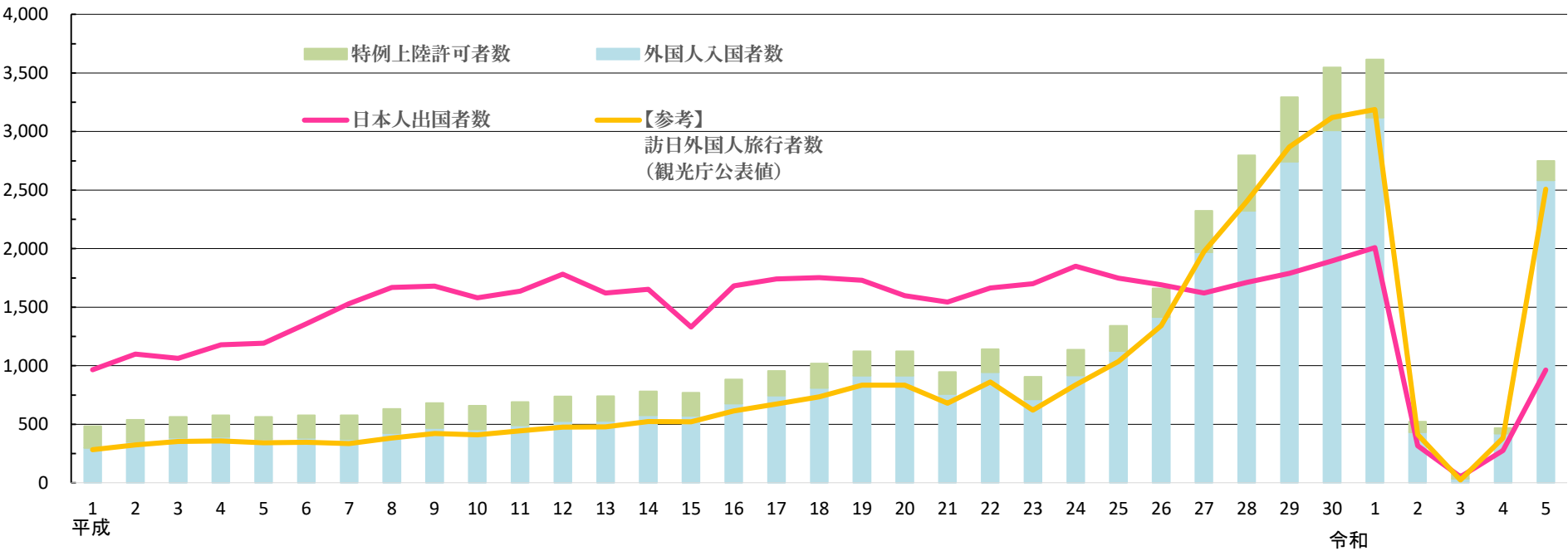
- 退去強制事由（注）に該当する外国人について、国外への退去を強制
（注）不法入国者、不法残留者、刑罰法令違反者等
- 退去強制手続は、入国警備官が摘発などにより違反事実を調査する「違反調査」→入国審査官による「違反審査」→特別審理官による「口頭審理」→異議の申出に対する法務大臣の裁決→送還という一連の手続

5 難民又は補完的保護対象者の認定

- 本邦にある外国人から申請があった場合に、当該外国人が難民条約が定義する難民（条約難民）又は補完的保護対象者に該当するか調査し、認定（又は不認定）
- 難民又は補完的保護対象者と認定された者には定住者の在留資格が付与されるなどといった保護が与えられる

外国人入国者数・日本人出国者数等の推移

人数(万人)



	① 外国人 入国者等 総数 (A = B + C)	対前年 増減率 (%)	② 外国人 入国者数 (B = ③ + ④)	対前年 増減率 (%)	⑤ 新規入国	⑥ 再入国	⑦ 特例上陸 許可者数	日本人 出国者数	対前年 増減率 (%)	【参考】 訪日外国人旅行者数 (観光庁公表値)
令和元年	36,148,684	1.9	31,187,179	3.6	28,402,509	2,784,670	4,961,505	20,080,669	5.9	31,882,049
2	5,226,568	-85.5	4,307,257	-86.2	3,581,443	725,814	919,311	3,174,219	-84.2	4,115,828
3	775,044	-85.2	353,119	-91.8	151,726	201,393	421,925	512,244	-83.9	245,862
4	4,680,614	503.9	4,198,045	1,088.8	3,423,531	774,514	482,569	2,771,770	441.1	3,832,110
5	27,482,154	487.1	25,830,810	515.3	23,751,693	2,079,117	1,651,344	9,624,158	247.2	25,066,350

(注) 外国人入国者等総数とは、外国人入国者数及び特例上陸許可者数を合計した数である。

日本版ESTA（電子渡航認証システム）

- 訪日を希望する外国人（観光など短期滞在を目的とした査証免除国・地域の者を対象）について、**出発前に、入管庁に対して入国目的や滞在先等の情報を申告させ、事前に審査を行うシステム。**
- **入国審査官との接触無しで入国が可能**となり、**入国審査待ち時間の大幅削減が見込まれる。**
- 訪日外国人旅行者数を6,000万人とする政府目標の達成年である**2030年までの導入を目指す。**

現行

①チェックイン
(海外航空会社カウンター)

②フライト
(海外→日本)

③入国審査
(日本)

④チェックイン
(海外航空会社カウンター)

⑧フライト
(海外→日本)

⑨入国審査
(日本)

①申請

③
認証又は
不認証の
通知

⑤
照会

⑦
回答

②入国審査官 審査
(渡航目的 等)

⑥入管庁 確認
(電子渡航認証の有無 等)

無人端末で指紋、顔写真を取得
↓
(問題なければ)
ウォークスルーゲートを通して入国
(入国審査官との接触無しで入国が可能)

＜諸外国での電子渡航認証システムの導入状況＞

国名	名称	運用開始日
米国	ESTA	2009年 1 月
カナダ	ETA	2016年11月
豪州	ETAS	1996年
ニュージーランド	NZeTA	2019年 8 月
韓国	K-ETA	2021年 9 月
イスラエル	ETA-IL	2024年7月
英国	UK ETA	2025年導入予定
EU	ETIAS	2025年導入予定

(2024年9月現在 入管庁調べ)

導入後（イメージ）

税関・入管における「共同キオスク」の概要

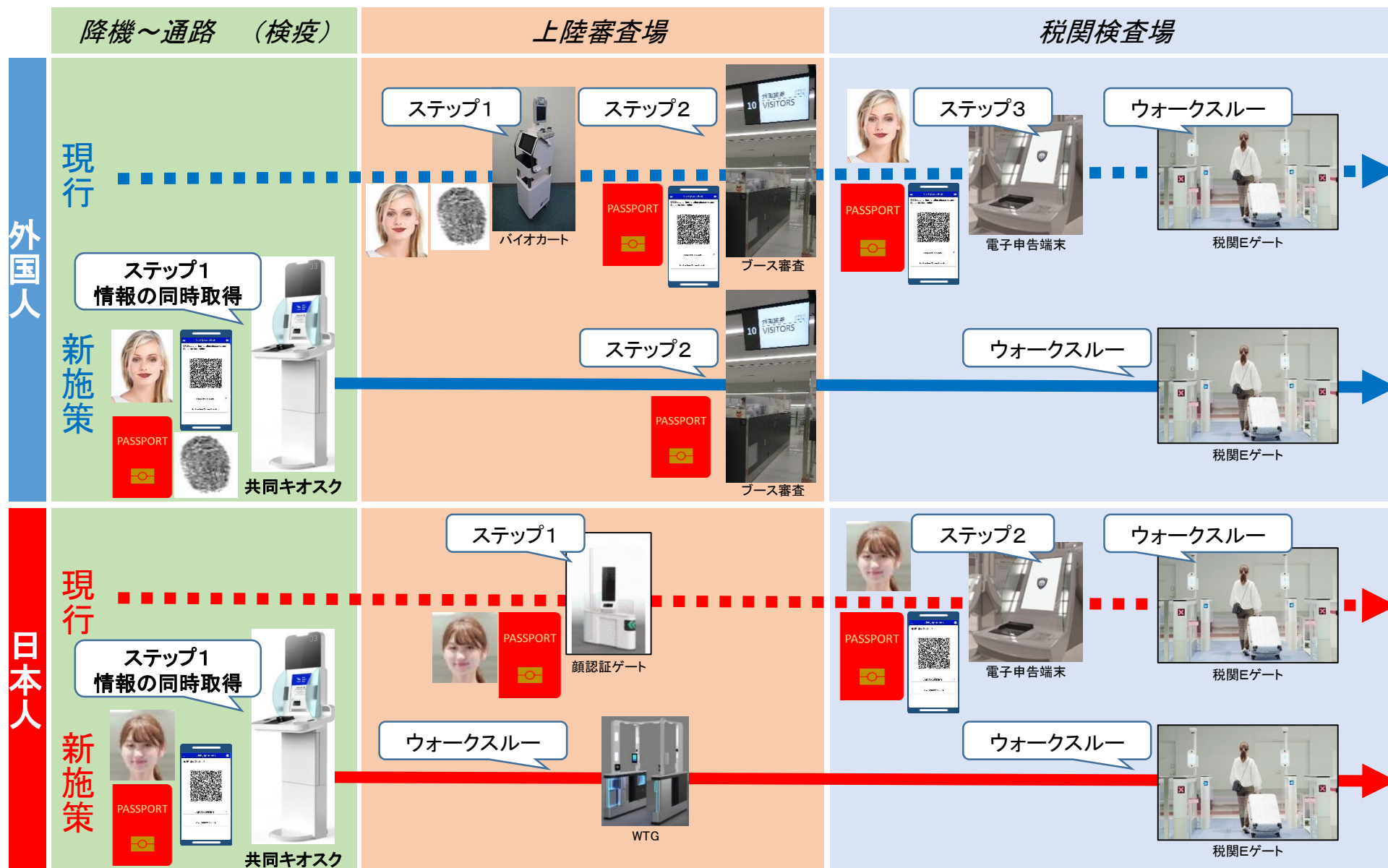


税関
Japan Customs

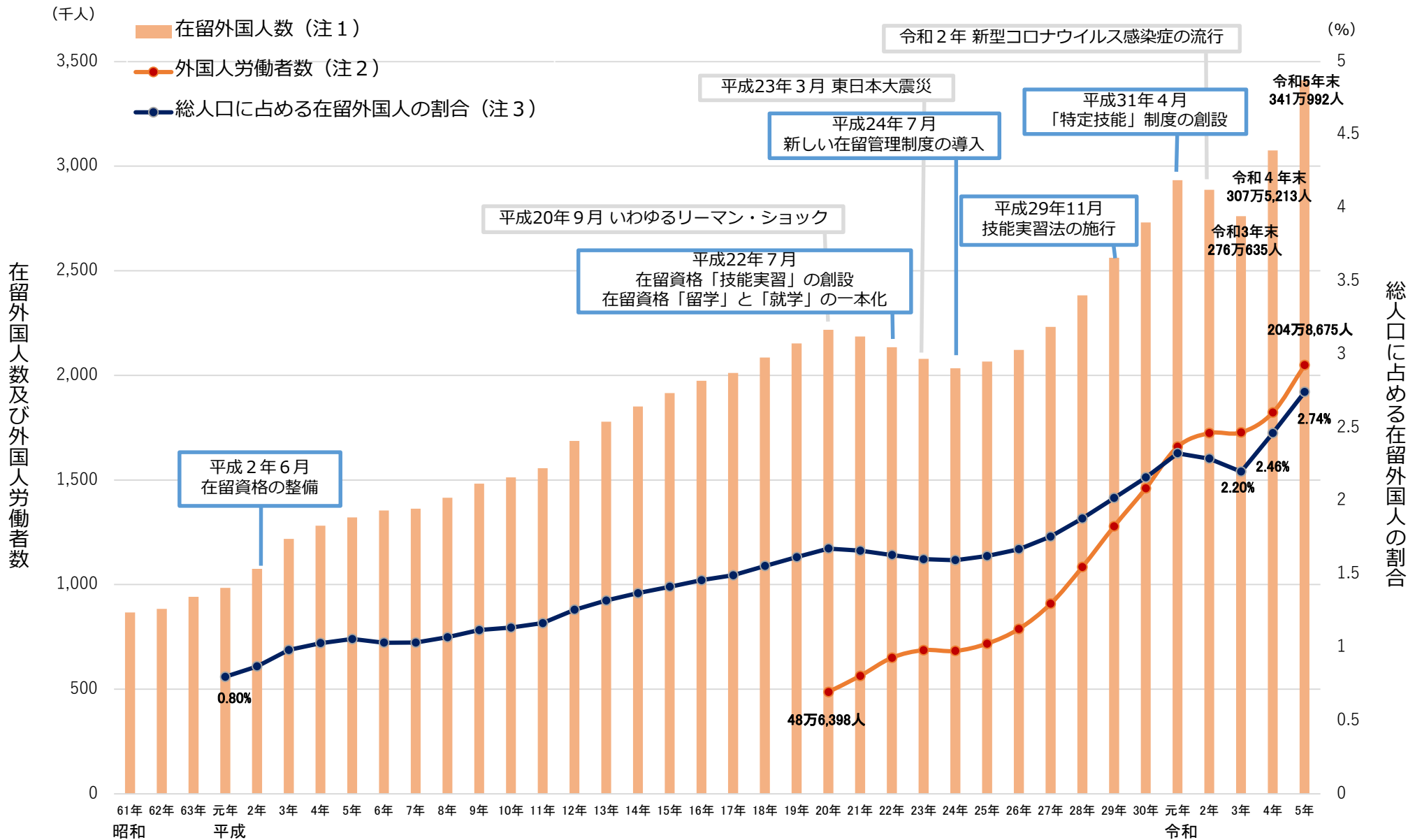


世界をつなぐ、未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

- 税関・入管手続に必要な旅券・顔写真・申告情報等を同時に提供できる「共同キオスク」を入国動線上に設置。
- ①旅客の利便性向上、②入国手続全体の時間短縮、③手続ポイントの分散を実現。



在留外国人数及び外国人労働者数の推移



（注1）平成23（2011）年までは法務省入国管理局（当時）「（旧）登録外国人統計」（12月末現在）に、平成24（2012）年以降は出入国在留管理庁「在留外国人統計」（12月末現在）に基づく。
（注2）厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」（各年10月末現在の統計）に基づく（外国人雇用状況の届出制度は、平成19（2007）年10月1日から開始されているため、平成20（2008）年以降の推移を示している。）
（注3）総人口は、総務省「人口推計」（各年10月1日現在の統計）に基づく。

在留資格一覧表

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能	特定産業分野（注１）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

（注１）介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、農業、漁業、飲食品製造業、外食業、林業、木材産業（令和６年３月２９日閣議決定）

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系３世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（注２）

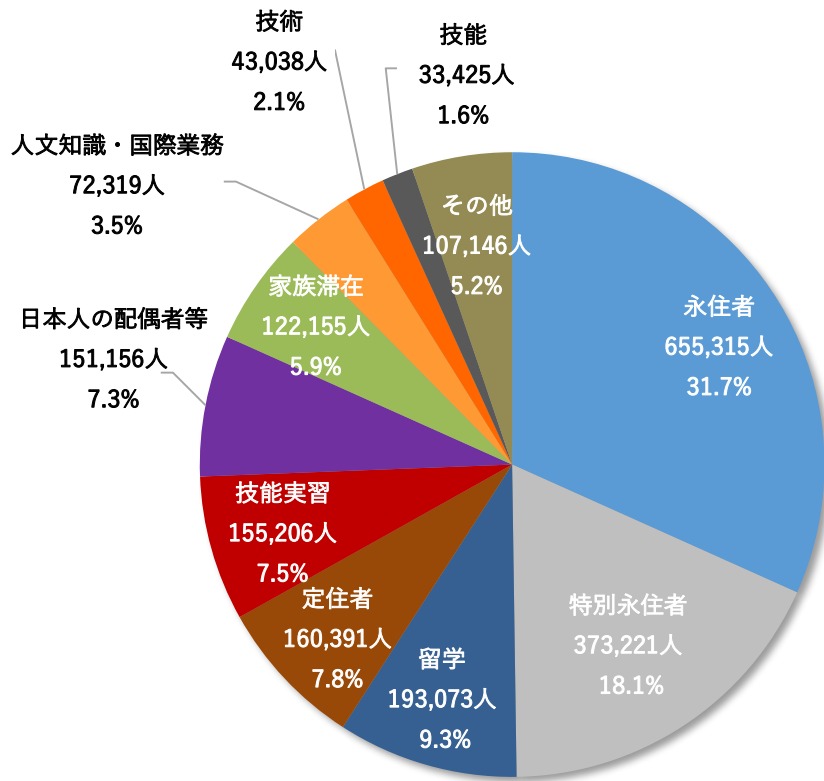
在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

（注２）資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

在留外国人の構成比（在留資格別）の変化

平成25年(2013年)末

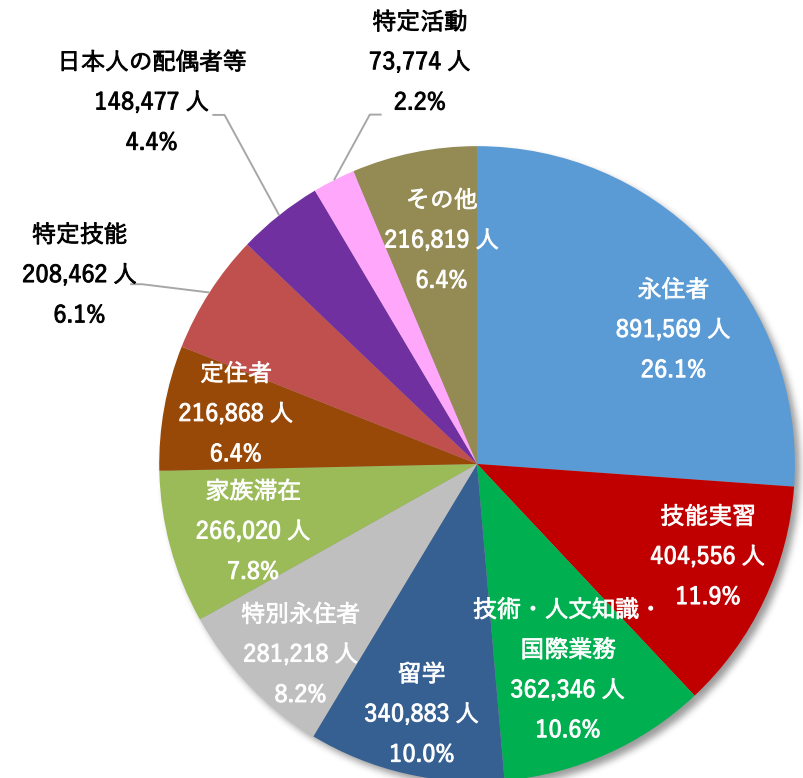
206万6,445人



10年後

令和5年(2023年)末

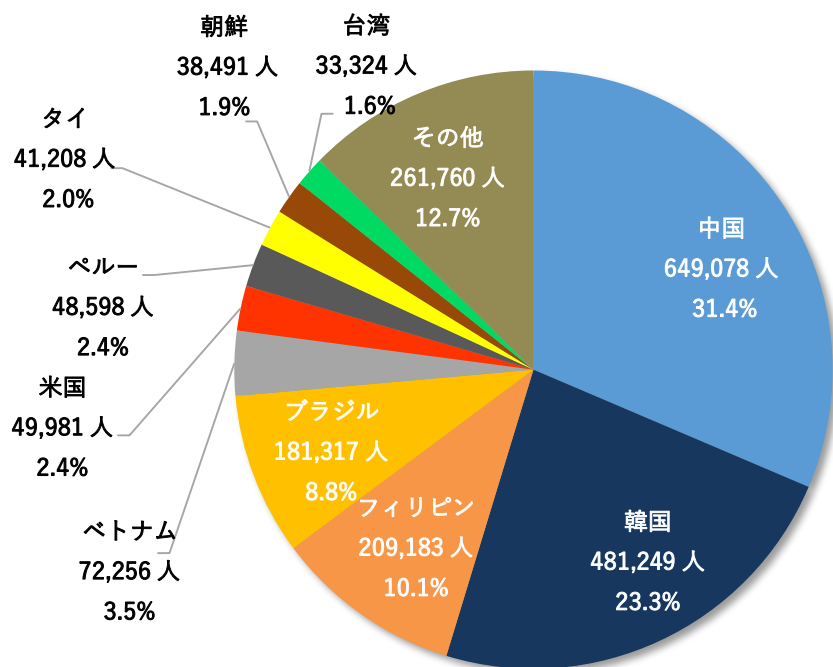
341万992人



在留外国人の構成比（国籍・地域別）の変化

平成25年(2013年)末

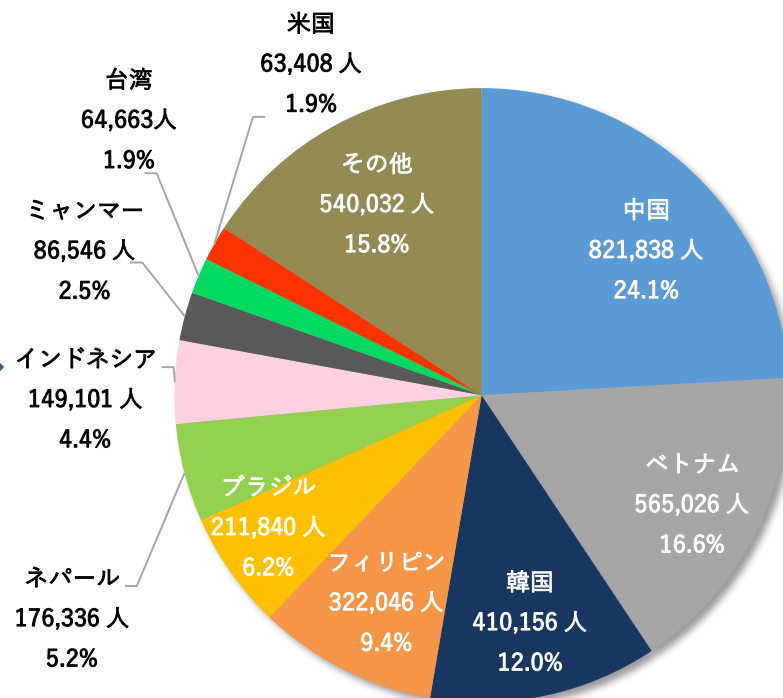
206万6,445人



10年後

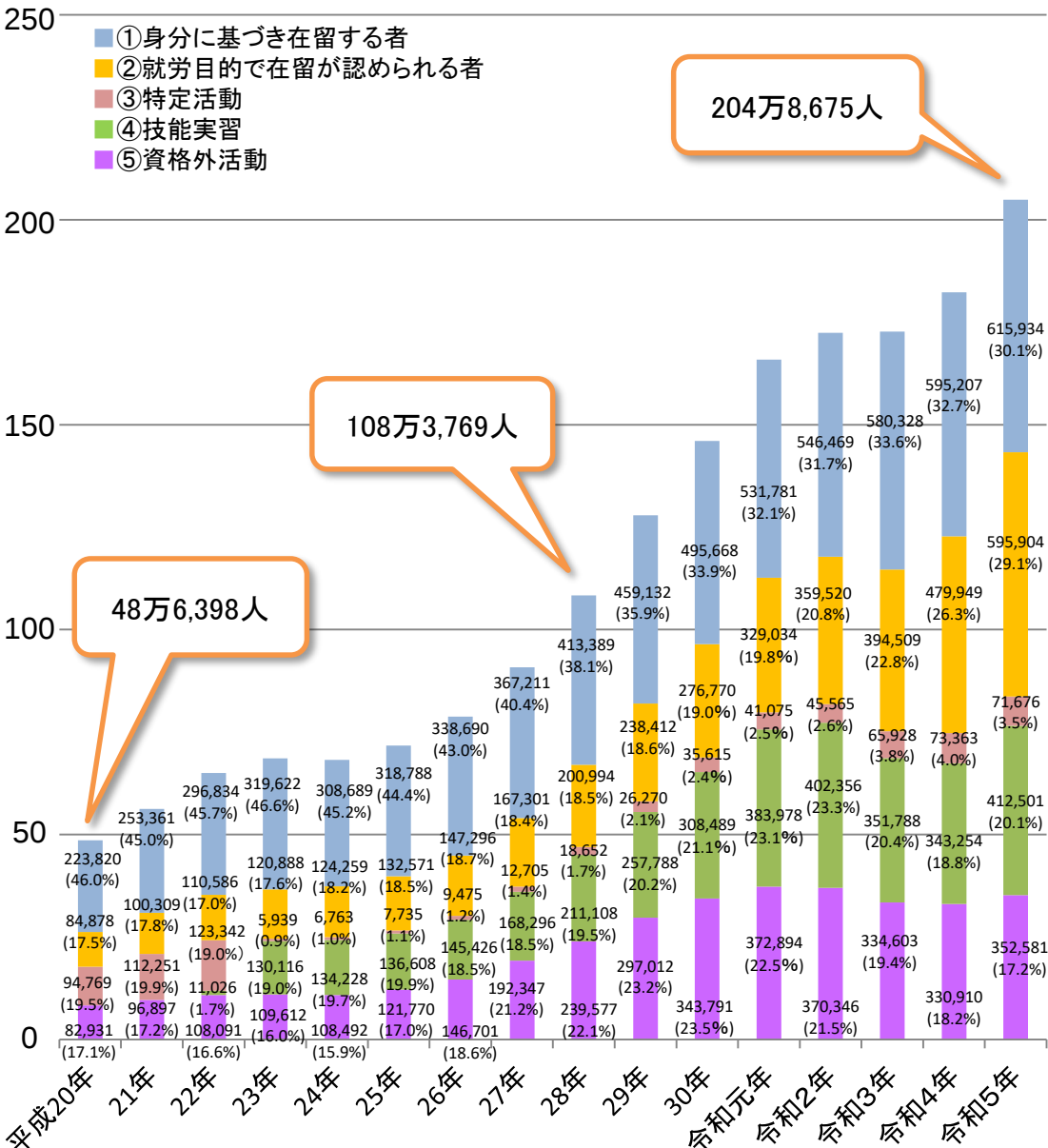
令和5年(2023年)末

341万992人



外国人労働者数の内訳

(万人)



①身分に基づき在留する者 約61.6万人(30.1%)
 (「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」等)
 これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

②就労目的で在留が認められる者 約59.6万人(29.1%)
 (いわゆる「専門的・技術的分野」)
 一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

③特定活動 約7.2万人(3.5%)
 (EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等)
 「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

④技能実習 約41.3万人(20.1%)
 技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。
 平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった(同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。)

⑤資格外活動(留学生のアルバイト等) 約35.3万人(17.2%)
 本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

外国人労働者の受入れに関する政府方針

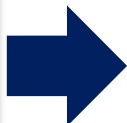
専門的・技術的分野の外国人



積極的に受入れ

- 我が国の経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から、専門的・技術的分野の外国人労働者の受入れをより積極的に推進（第9次雇用対策基本計画（平成11年8月13日閣議決定））
- 我が国の経済社会の活性化に資する専門的・技術的分野の外国人については、積極的に受け入れていく必要があり、引き続き、在留資格の決定に係る運用の明確化や手続負担の軽減により、円滑な受入れを図っていく。（出入国在留管理基本計画（平成31年4月法務省））

上記以外の分野の外国人



国民的コンセンサスを踏まえた多角的な検討が必要

- 我が国の経済社会と国民生活に多大な影響を及ぼすこと等から、国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分慎重に対応（第9次雇用対策基本計画（平成11年8月13日閣議決定））
- 専門的・技術的分野とは評価されない分野の外国人の受入れについては、ニーズの把握や受入れが与える経済的効果の検証、教育、社会保障等の社会的コスト、労働条件など雇用全体に及ぼす影響、日本人労働者の確保のための努力の状況、受入れによる産業構造への影響、受け入れる場合の適切な仕組み、受入れに伴う環境整備、治安など、幅広い観点からの検討が必須であり、この検討は国民的コンセンサスを踏まえつつ行われなければならない。（出入国在留管理基本計画（平成31年4月法務省））

改正法の概要（育成就労制度の創設等）

技能実習制度及び特定技能制度をめぐる状況に鑑み、就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とする新たな在留資格として育成就労の在留資格を創設し、育成就労計画の認定及び監理支援を行おうとする者の許可の制度並びにこれらに関する事務を行う外国人育成就労機構を設けるほか、1号特定技能外国人支援に係る委託の制限、永住許可の要件の明確化等の措置を講ずる。（公布の日から原則3年以内に施行（注1））

（注1）準備行為に係る規定は公布即施行

入管法

1. 新たな在留資格創設

- 技能実習の在留資格を廃止。「**育成就労産業分野**」(特定産業分野のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの)に属する技能を要する業務に従事すること等を内容とする「**育成就労**」の在留資格を創設（注2）。

2. 特定技能の適正化

- 特定技能所属機関（受入れ機関）が1号特定技能外国人の支援を外部委託する場合の委託先を、登録支援機関に限るものとする。

3. 不法就労助長罪の厳罰化

- 外国人に不法就労活動をさせる等の不法就労助長罪の罰則を引上げ。（拘禁刑3年以下又は罰金300万円以下→5年以下又は500万円以下 ※併科可）

4. 永住許可制度の適正化

- 永住許可の要件を一層明確化し、その基準を満たさなくなった場合等の取消事由を追加。ただし、特段の事情がない限り、在留資格を変更して引き続き在留を許可。

（注2）さらに、一定基準に適合する企業の外国事業所の職員が技能等を修得するための「企業内転勤2号」の在留資格を創設。

4. その他

- 季節性のある分野において、派遣形態による育成就労の実施を認める。
- 制度所管省庁が地域協議会を組織することができるものとし、地域の実情を踏まえた取組について協議を行うものとする。
- 施行までに技能実習生として入国した者は、施行後、現段階から次の段階までの資格変更（例：1号→2号、2号→3号）を一定の範囲で認める。

育成就労法（技能実習法の抜本改正）

1. 育成就労制度の目的・基本方針

- 法律名を「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律」(**育成就労法**)に改める。
- 育成就労制度は、育成就労産業分野において、**特定技能1号水準の技能を有する人材を育成**するとともに、**当該分野における人材を確保**することを目的とする。
- 政府は基本方針及び分野別運用方針を定めるものとし、分野別運用方針において、各分野の受入れ見込数を設定するものとする。

2. 育成就労計画の認定制度

- 育成就労計画の認定に当たって、育成就労の期間が3年以内（注3）であること、業務、技能、日本語能力その他の目標や内容、受入れ機関の体制、外国人が送出機関に支払った費用額等が基準（注4）に適合していることといった要件を設ける。
- 転籍の際には、転籍先において新たな育成就労計画の認定を受けるものとし、当該認定は、①やむを得ない事情がある場合や、②同一業務区分内であること、就労期間（1～2年の範囲で業務の内容等を勘案して主務省令で規定）・技能等の水準・転籍先の適正性に係る一定の要件（注5）を満たす場合（本人意向の転籍）に行う。

3. 関係機関の在り方

- 監理団体に代わる「**監理支援機関**」については、外部監査人の設置を許可要件とする。監理支援機関は、受入れ機関と密接な関係を有する役職員を当該受入れ機関に対する業務に関わらせてはならないものとする。
- 外国人技能実習機構に代わる「**外国人育成就労機構**」を設立。育成就労外国人の転籍支援や、1号特定技能外国人に対する相談援助業務を追加。

（注3）主務省令で定める相当の理由（試験不合格）がある場合は、最大で1年の延長可。

（注4）詳細な要件は、主務省令で定める。

（注5）詳細な要件は、主務省令で定める。具体的には、

- ・ 同一機関での就労期間については分野ごとに1年から2年の範囲で設定すること
- ・ 技能等の水準については、技能検定試験基礎級等及び分野ごとに設定するA1～A2相当の日本語能力に係る試験への合格
- ・ 転籍先が、育成就労を適正に実施する基準を満たしていることを要件とすることを予定している。

今後の在留管理の目標

外国人を受け入れる範囲を明確化し、在留外国人の在留状況を継続的に把握することにより、それぞれの在留状況に応じて、以下のとおりの確な在留管理を行う。

- ① 外国人を受け入れる範囲に当てはまる者については、可能な限り手続を簡素化する。
- ② 問題があると疑われる者については、速やかに状況を確認して適正化を図り、（出入国管理の適正化と合わせて）偽装滞在者・不法滞在者を発生させず、放置しない仕組みを作る。

1 方向性

①在留審査手続の透明化等
〔予見可能性を高める〕

②在留管理の高度化
〔効果的な在留管理を行う〕

③在留管理の実効性の確保
〔偽装滞在事案等へ適切に対応する〕

2 方策

1 在留資格の見直し
2 在留審査基準の明確化

3 真に必要な在留管理情報の整理
4 在留審査の効率化

5 在留管理情報の活用
6 在留管理体制の見直し

①在留審査手続の透明化

〔予見可能性を高める〕

〔①在留資格の見直し〕

課題

◆在留資格制度創設以降、社会のニーズを踏まえて対応してきた結果、在留資格及びその審査が複雑化したため、見直しが必要
⇒在留資格は38種類 特定活動告示は54号

これまでの主な対応

- ◆在留資格「留学」へ一本化（H22）
※「就学」は廃止
- ◆在留資格「技術・人文知識・国際業務」へ一本化（H27）

〔②在留審査基準の明確化〕

課題

◆在留審査について、申請人等にとってより分かりやすく利用しやすい制度となるように更なる透明性の確保が必要

これまでの主な対応

- ◆変更・更新ガイドラインの策定(H20)
- ◆永住ガイドラインの策定(H18)
- ◆技能実習運用要領の公表(H29)
- ◆特定技能運用要領の公表(H31)

②在留管理の高度化 〔効果的な在留管理を行う〕

〔③真に必要な在留管理情報の整理〕

課題

- ◆より適正な在留管理を行うため、情報の要否について見直しが必要

これまでの主な対応

- ◆雇用状況届出
(開始(H19)、在留カード番号付記(R2)、オンライン連携(R3))
- ◆所属機関等に関する届出(H24)
- ◆所属機関等からの届出(H24)
- ◆オンライン申請の利用申出時の報告(H31.3)

〔④在留審査の効率化〕

課題

- ◆申請書類等の更なる簡略化・簡素化
- ◆申請窓口の混雑緩和
- ◆処理期間の短縮

これまでの主な対応

- ◆申請書の簡略化
(随時、H21本人作成用・所属機関作成用)
- ◆提出書類の簡素化
(随時、H21就労資格カテゴリー分け)
- ◆オンライン申請の導入
(開始(R1.7)、以後、対象手続・利用対象者・在留資格を順次拡大)

③在留管理の実効性の確保 〔偽装滞在事案へ適切に対応する〕

〔⑤在留管理情報の活用〕

課題

◆より適正かつ効率的に在留管理を行うため、
取得した情報を一層効果的に活用することが必要

これまでの主な対応

- ◆在留資格取消制度の創設
(開始(H16)、取消し事由の追加(7号・日配等の取消(H24)、
5号・失踪技能実習生の取消し(H29))
- ◆雇用状況届出
(開始(H19)、在留カード番号付記(R2)、オンライン連携(R3))
- ◆情報の継続把握に基づく実態調査(H24)
- ◆留学(日本語教育機関)に係る報告に基づく調査
(19条の17(H24)、告示基準策定(H28))
- ◆技能実習に係る報告に基づく調査
(技能実習法施行(H29))
- ◆特定技能に係る報告に基づく調査(H31)

〔⑥在留管理体制の見直し〕

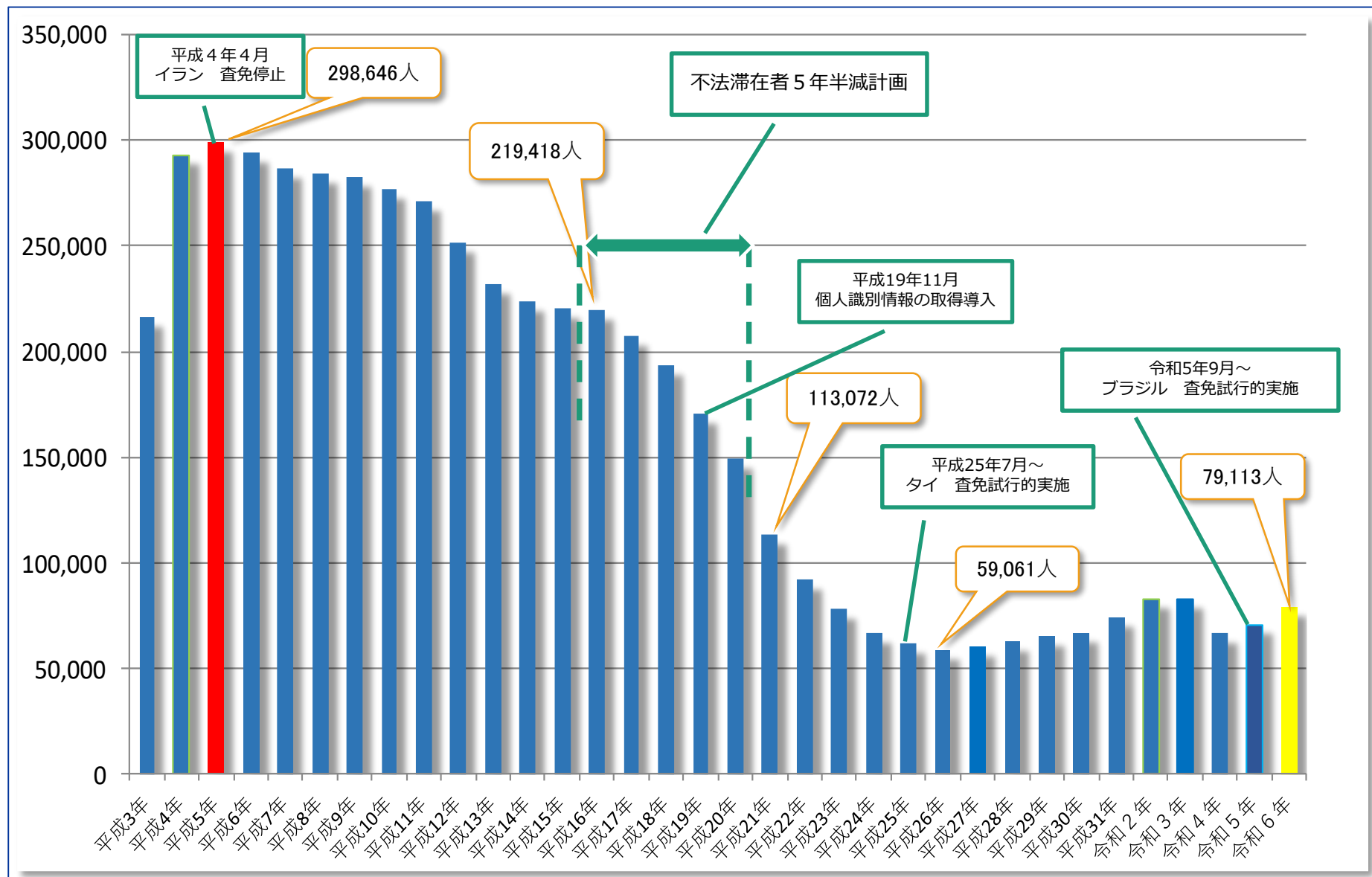
課題

◆申請件数等の急激な増加が継続する状況に
対応可能な体制の構築・強化

これまでの主な対応

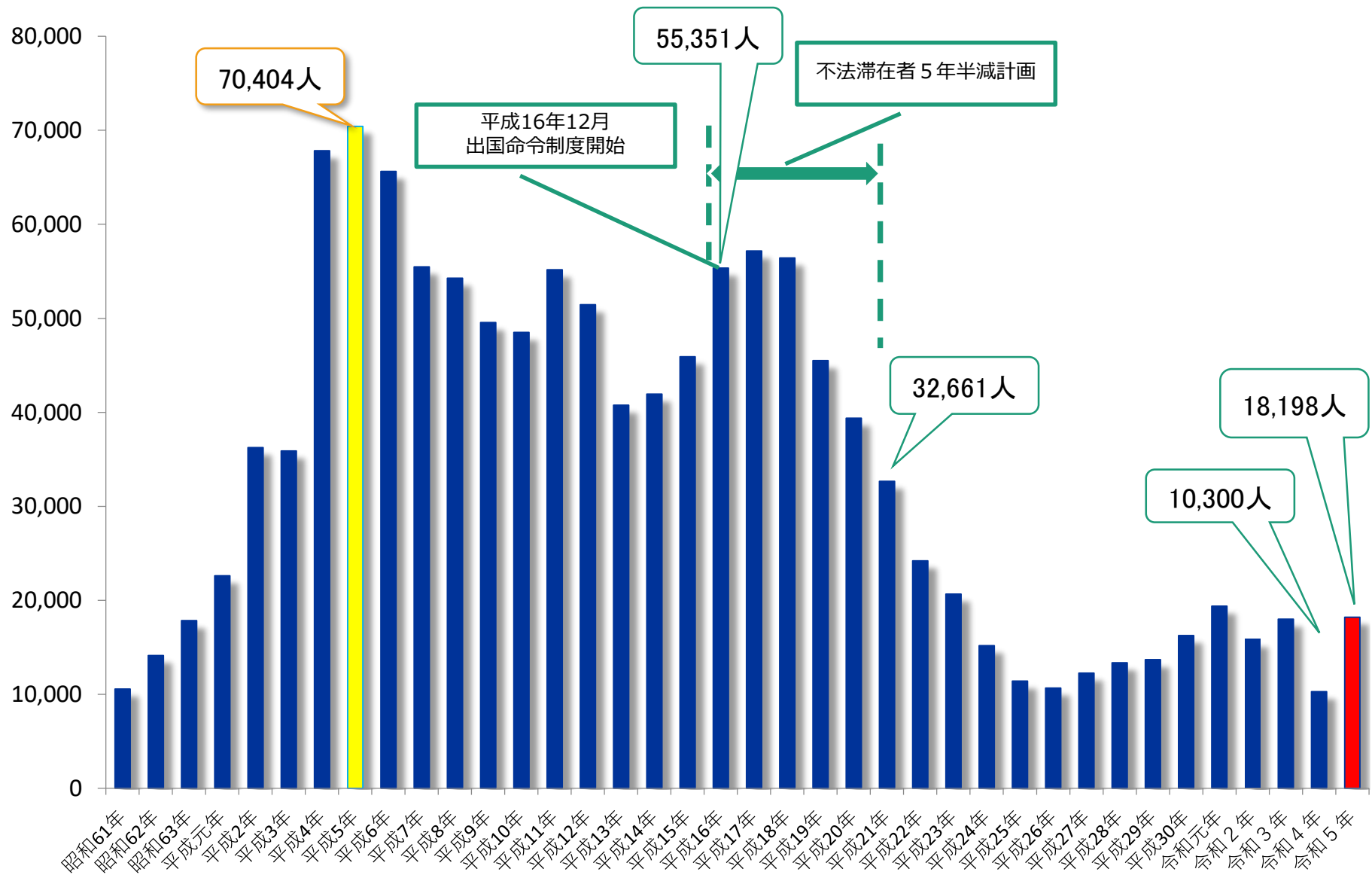
- ◆中長期在留者に関する事実の調査権限を
入国審査官だけでなく入国警備官に付与(H24)
- ◆東京局在留管理情報部門(現・在留調査部門)を設置し、
届出情報の処理及び情報の抽出・分析を一元化(H24)
- ◆在留資格取消に係る調査権限を入国警備官に拡大(H29)
- ◆オンライン申請に係る案件振分け及び地方局案件以外の
A案件処理を東京局在留管理情報部門(現・オンライン
審査部門)に一元化(R1)
- ◆在留管理インテリジェンスセンターの設置(R2)

不法残留者数の推移



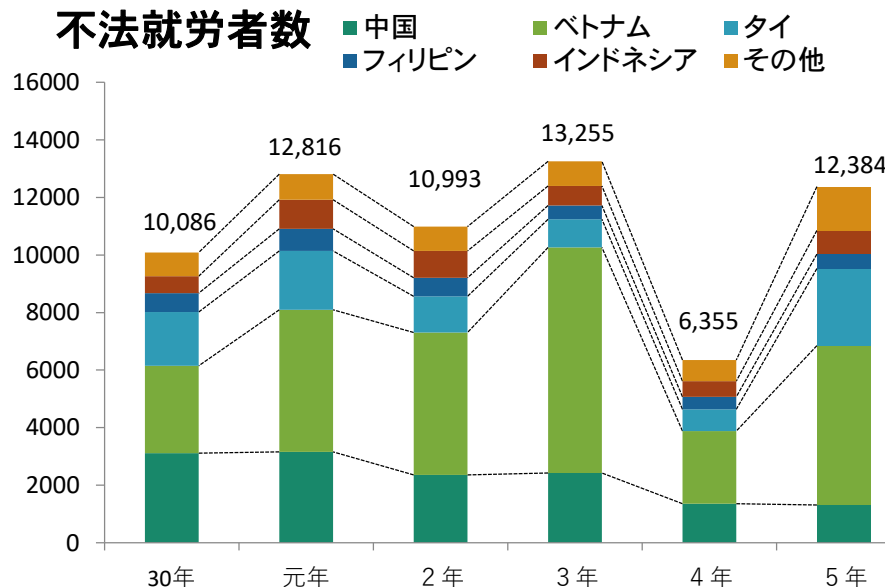
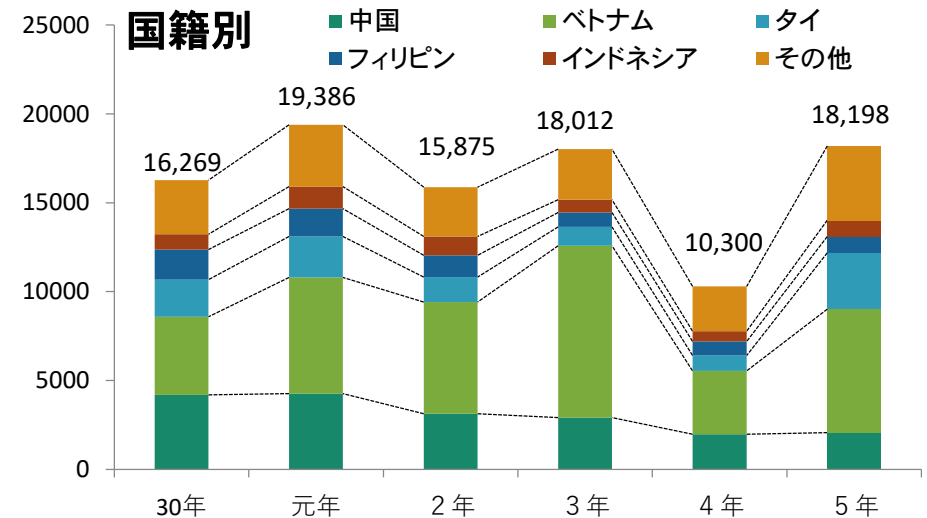
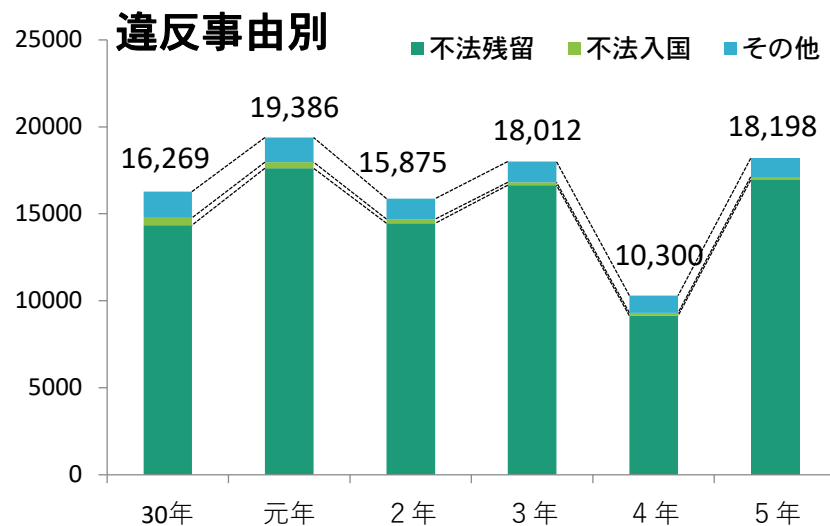
※ 平成3年～平成8年は5月1日現在、平成9年以降は1月1日現在の電算統計に基づく推計

入管法違反事件の推移①



※ 退去強制手続件数には、出国命令制度の対象となった者を含む。

入管法違反事件の推移②

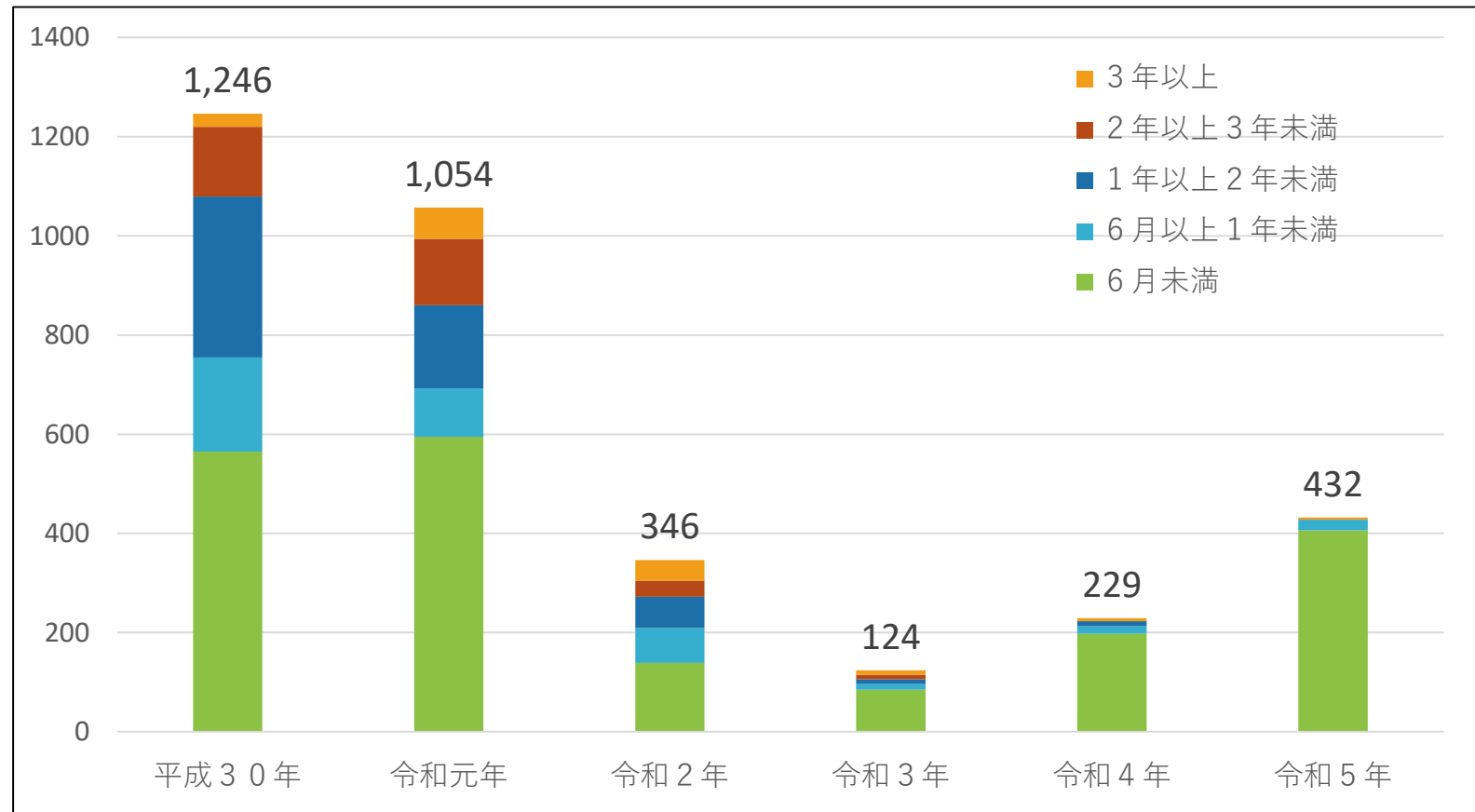


不法就労者の稼働場所・就労内容（令和5年）

	総数	農業従事者	建設従事者	工員	その他の労務作業者	その他
総 数	12,384	4,066	3,160	1,717	1,555	1,886
茨 城	2,748	1,973	308	180	142	145
千 葉	1,915	842	431	205	174	263
群 馬	1,333	359	251	473	136	114
埼 玉	1,172	218	450	168	163	173
愛 知	1,050	75	405	176	201	193
その他	4,166	599	1,315	515	739	998

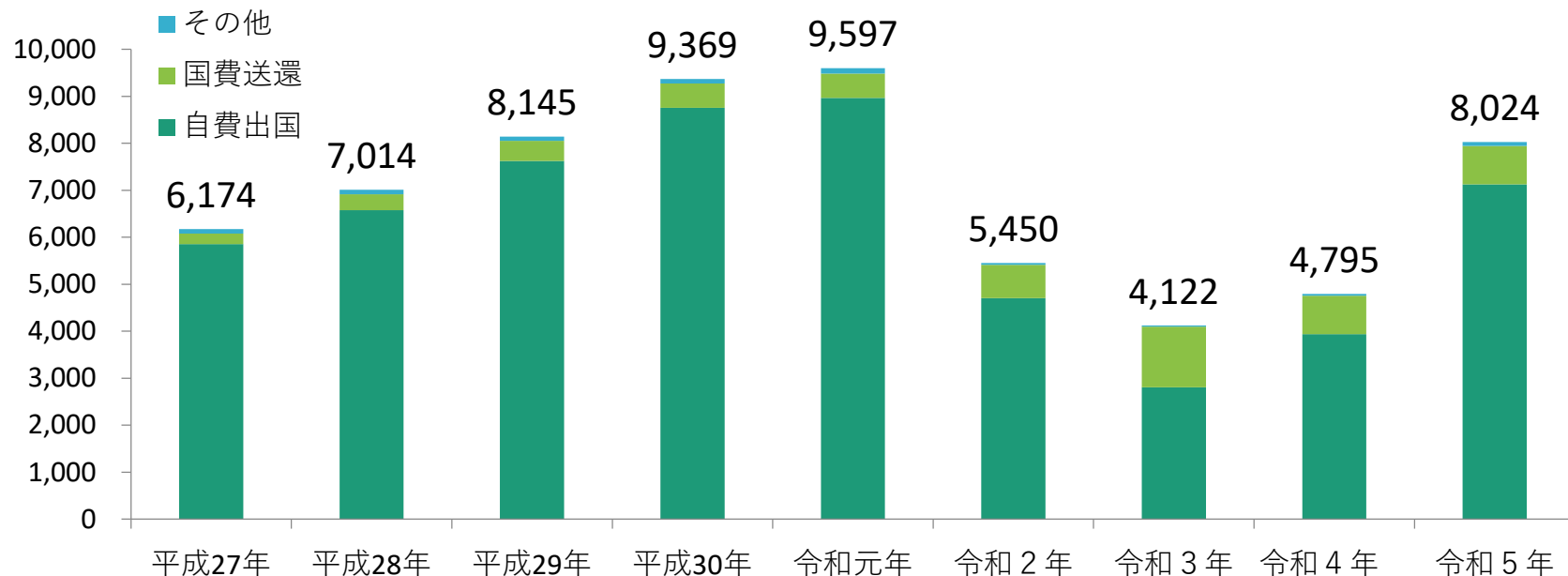
被収容者数の推移

入管収容施設に収容している被収容者の人数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い減少したものの、近年は増加傾向にある。

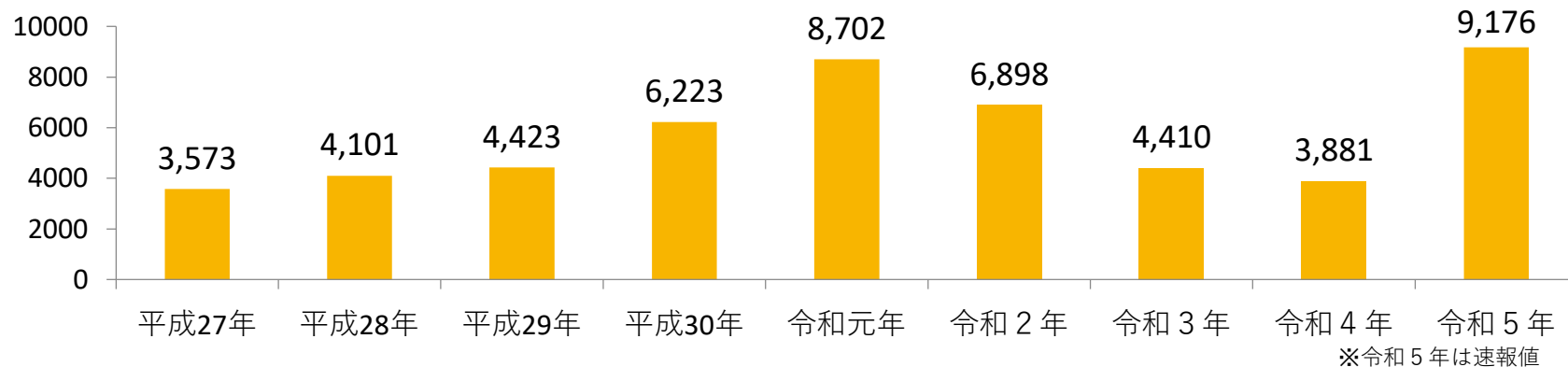


(各年末の人数)

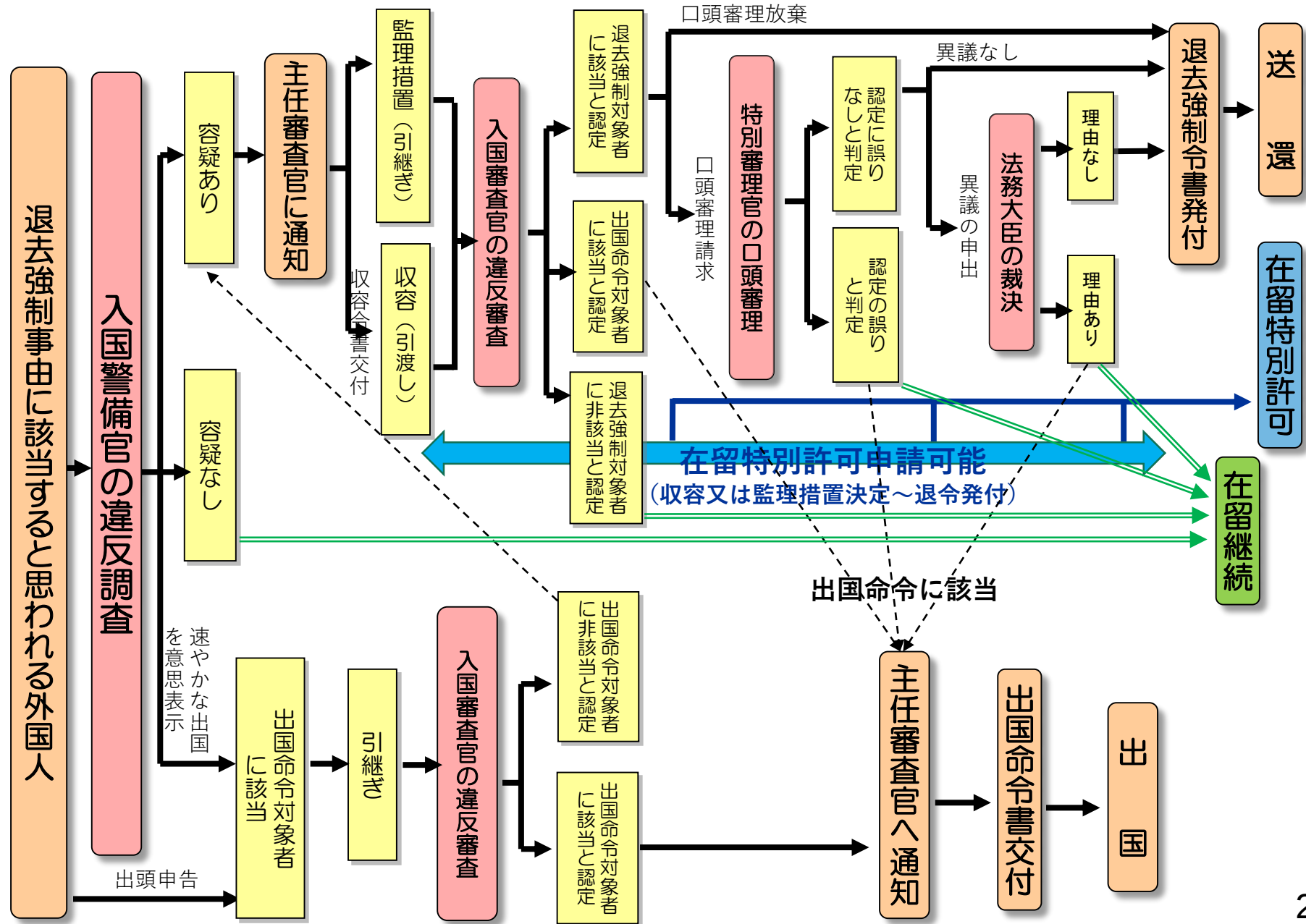
送還人員の推移



出国命令書交付件数の推移



退去強制手続・出国命令手続の流れ



難民及び補完的保護対象者認定制度の概要

難民の認定

◆入管法上の難民の定義

- ① 人種
② 宗教
③ 国籍
④ 特定の社会的集団の構成員であること
⑤ 政治的意見

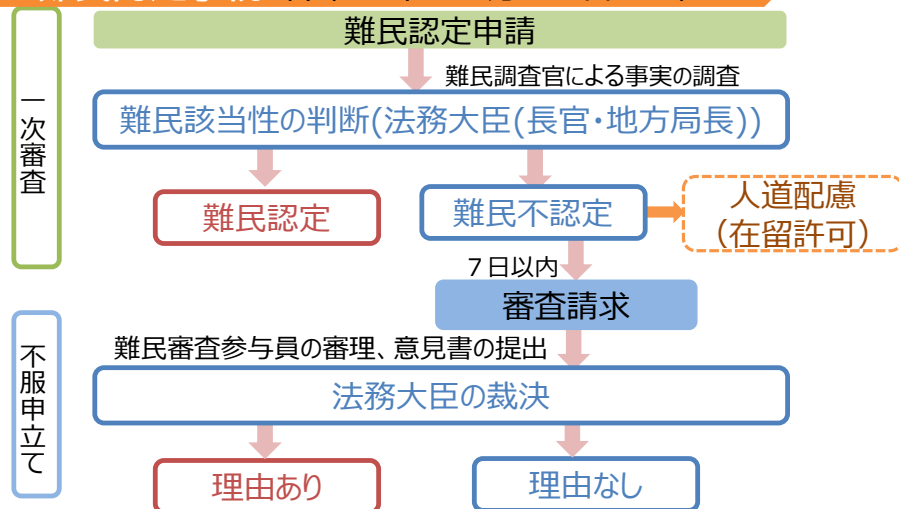
難民条約
難民議定書 } に規定

これらを理由に、迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができないもの又はそれを望まないもの

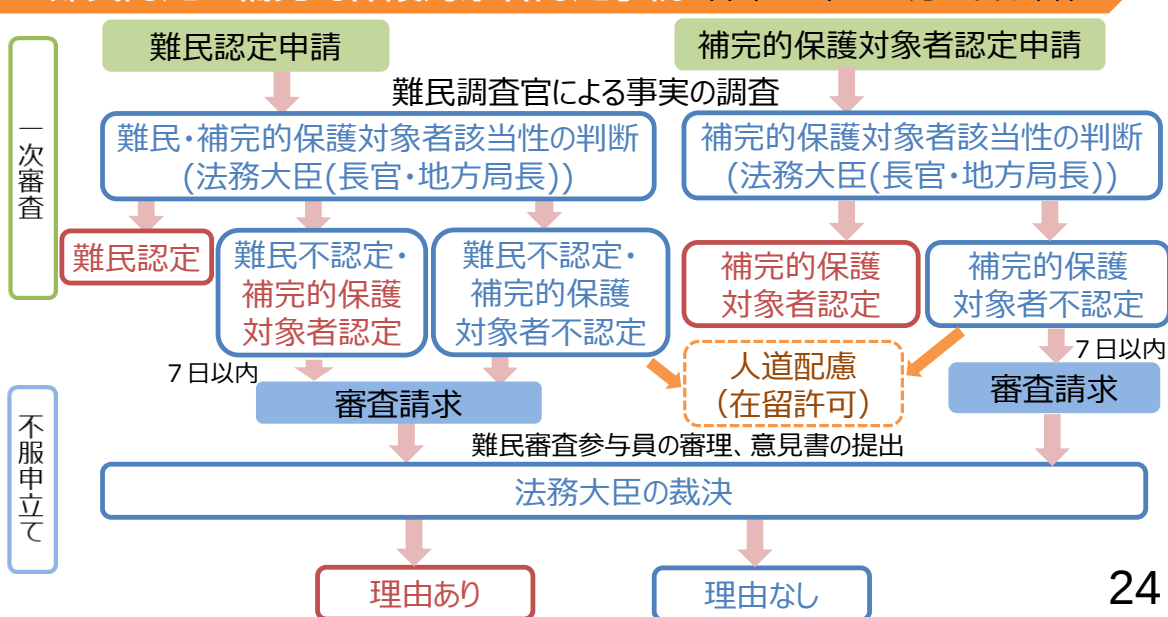
補完的保護対象者認定制度の創設

- ◆補完的保護対象者＝条約上の難民の要件のうち、迫害を受けるおそれの理由以外の要件を満たす者
- ◆認定された者には原則として在留資格「定住者」を付与
 - ★難民に準じて保護すべき者を一層確実に保護
 - ★制度的裏付けのある支援を実現
- ◆施行日： 令和5年12月1日

難民認定手続（令和5年11月30日まで）



難民認定・補完的保護対象者認定手続（令和5年12月1日以降）

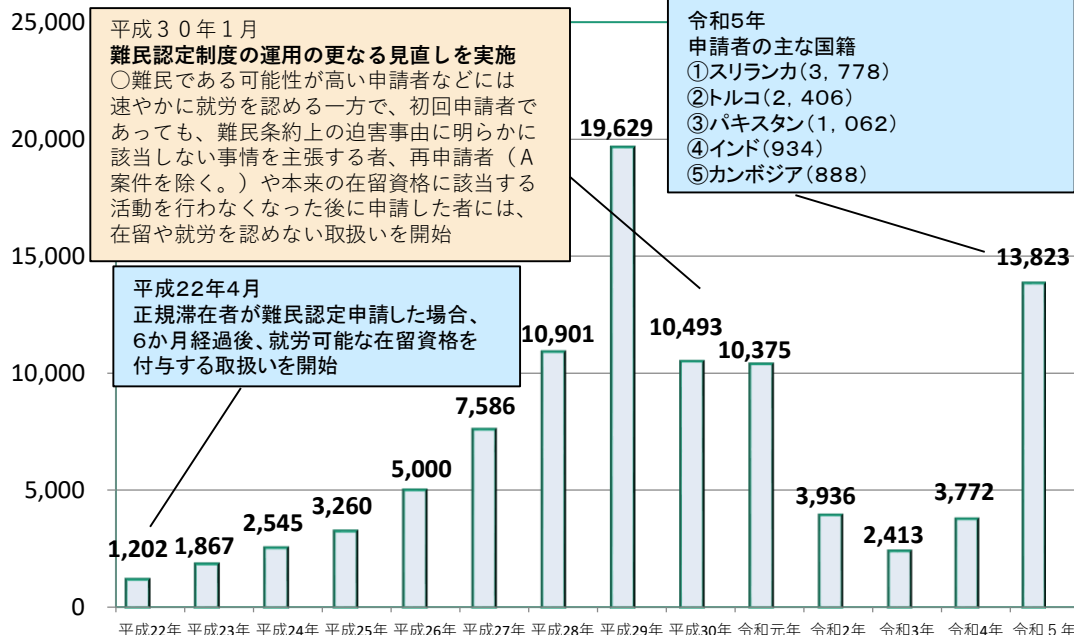


難民認定申請者数の推移

- 近年急増していた難民認定申請者数は、平成29年に19,629人と過去最高を記録したが、平成30年1月に運用の更なる見直しを実施した結果、同年の申請者数は10,493人と半減した。
- 令和2年以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、新規入国者数が減少したことにより、申請者数は大幅に減少。
令和4年3月以降は、水際対策の段階的な緩和などにより、新規入国者数が再び増加したため、令和4年には申請者数が3,772人と前年から微増し、令和5年には申請者数は13,823人と前年から大幅に増加した。
- 複数回申請者数は、令和5年は1,661人と申請者全体の約12%を占めている。

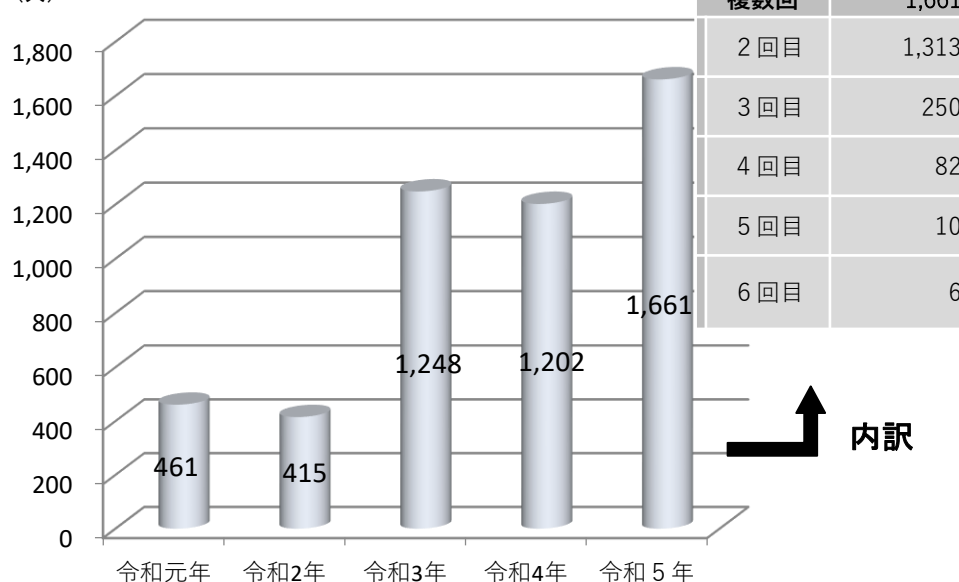
難民認定申請者数の推移

(人)



複数回申請者数の推移

(人)



難民認定申請案件の振分け状況

- 令和5年に地方出入国在留管理局・支局で受け付けた難民認定申請案件13,823件の振分け状況は以下のとおり。
- ・ A案件(難民である可能性が高いと思われる案件若しくは補完的保護対象者である可能性が高いと思われる案件) 753件 (5.4%)
- ・ B案件(難民条約上の迫害事由に明らかに該当しない事情を主張している案件) 111件 (0.8%)
- ・ C案件(再申請である場合に、正当な理由なく前回と同様の主張を繰り返している案件) 1,507件 (10.9%)
- ・ D案件(上記以外の案件) 11,452件 (82.8%)

(注) 案件の振分けは、地方出入国在留管理局等の振分け担当者が申請書の記載内容等により行っている。

難民認定申請(一次審査)の処理状況

- 令和5年における処理数は8,184人であり、前年に比べて947人(約13%)増加。
- 令和5年における平均処理期間は前年と比較して短縮したものの、令和2年以降、平均処理期間が2年超を要する状況が継続している。

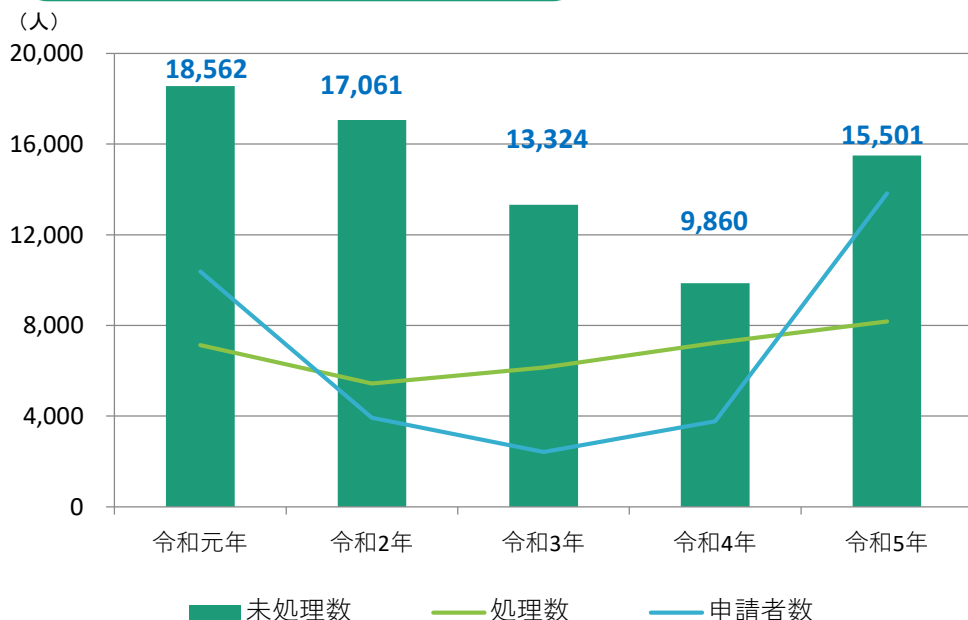
処理状況の推移

(人)

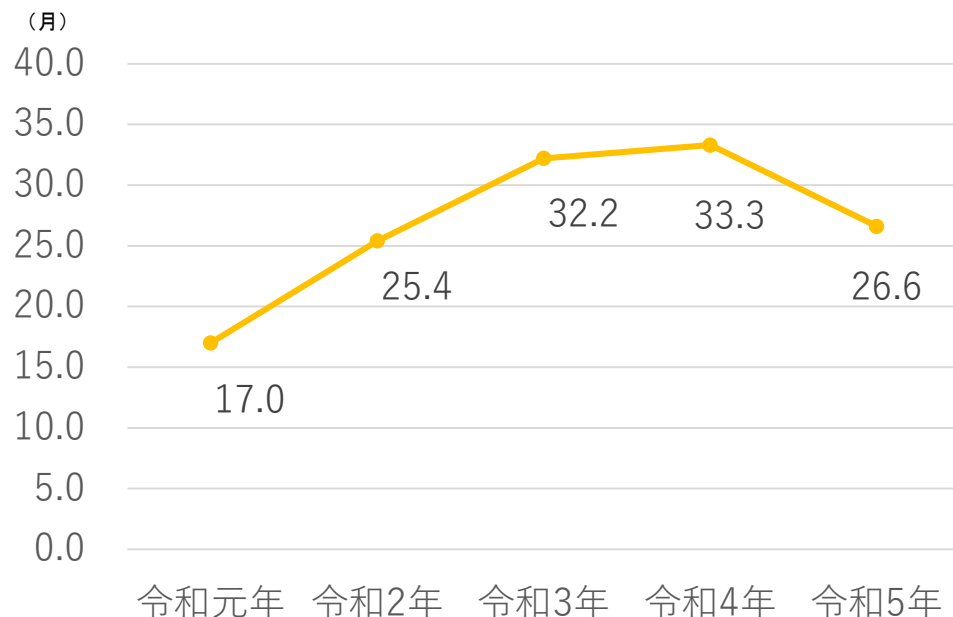
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
処理数	7,131	5,439	6,150	7,237	8,184
認定	43	46	65	187	289
不認定	4,936	3,477	4,196	5,418	5,045
不認定者のうち、補完的保護対象者と認定した者					2
取下げ等	2,152	1,916	1,889	1,632	2,850

申請を取り下げた者の約63%が本邦を出国し、約11%が本邦に不法に滞在し続けている(令和6年2月1日時点)。

申請者数・処理数・未処理数の推移



平均処理期間の推移



難民認定者数等の推移

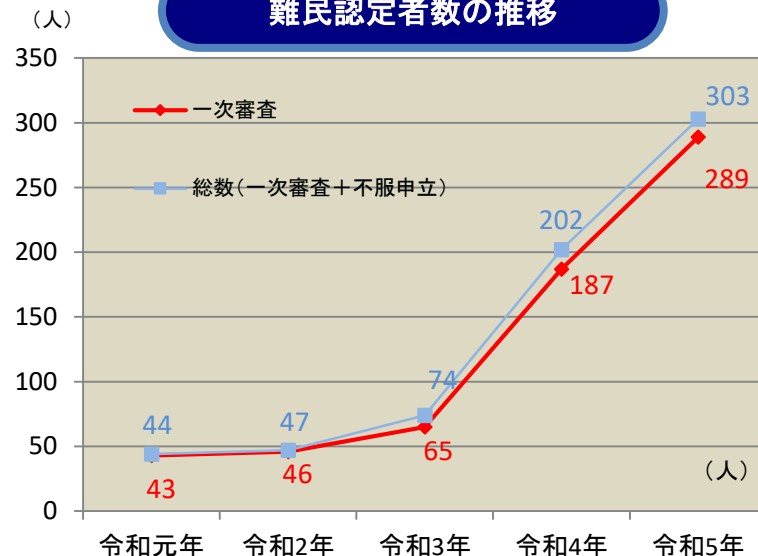
■ 令和5年の難民認定者数は303人(うち不服申立て「理由あり」14人)、難民とは認定しなかったものの補完的保護対象者と認定した者が2人、人道上の配慮を理由に我が国での在留を認めた者が1,005人であり、合計で1,310人に対し、我が国での在留を認めた。

■ 難民認定者数は、難民条約が我が国について効力を生じた昭和57年以降、過去最高を記録した。

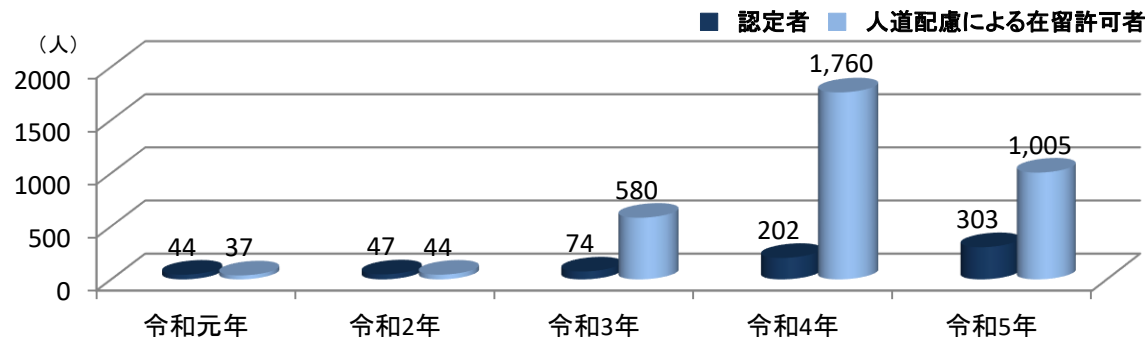
難民認定者の国籍別の内訳

令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
アフガニスタン	16	イエメン	11	ミャンマー	32	アフガニスタン	147	アフガニスタン	237
リビア	4	中国	11	中国	18	ミャンマー	26	ミャンマー	27
イエメン	3	アフガニスタン	5	アフガニスタン	9	中国	9	エチオピア	6
コンゴ民主共和国	3	シリア	4	イラン	4	エリトリア	5	イエメン	5
シリア	3	ギニア	3	イエメン	3	カメルーン	4	中国	5
ベネズエラ	3	コンゴ民主共和国	3	ウガンダ	2	イエメン	3	イラン	3
ウガンダ	2	ルワンダ	3	カメルーン	2	ウガンダ	2	ウガンダ	3
エチオピア	2	イラク	2	イラク	1	エチオピア	2	トルコ	3
無国籍	2	イラン	1	ガーナ	1	カンボジア	1	カメルーン	2
イラク	1	ウガンダ	1	パキスタン	1	コンゴ民主共和国	1	コンゴ民主共和国	2
スーダン	1	コートジボワール	1	南スーダン共和国	1	トルコ	1	ガンビア	1
スリランカ	1	スーダン	1			リビア	1	カンボジア	1
ソマリア	1	無国籍	1					シリア	1
パキスタン	1							スーダン	1
ブルンジ	1							スリランカ	1
								ソマリア	1
								ナイジェリア	1
								バングラデシュ	1
								レバノン	1
								無国籍	1
総数	44	総数	47	総数	74	総数	202	総数	303

難民認定者数の推移



難民認定者数及び人道上の配慮による在留許可者数の推移



【人道配慮による在留許可者の内訳】

令和5年	本国情勢等	956人
	その他(日配等)	49人
令和4年	本国情勢等	1,712人
	その他(日配等)	48人
令和3年	本国情勢等	525人
	その他(日配等)	55人
令和2年	本国情勢等	19人
	その他(日配等)	25人
令和元年	本国情勢等	10人
	その他(日配等)	27人

補完的保護対象者認定制度の運用状況

令和5年12月1日から令和6年2月29日までの累計（速報値）

補完的保護対象者認定申請者数

申請者総数

1, 110人

（うちウクライナ避難民1, 052人）

国籍別内訳 ※括弧内はウクライナ避難民で内数

ウクライナ	1, 101	（1, 047）
ロシア	5	（3）
ウズベキスタン	1	（1）
英国	1	（1）
シリア	1	（0）
スリランカ	1	（0）

補完的保護対象者認定者数

認定者総数

647人

（うちウクライナ避難民644人）

国籍別内訳 ※括弧内はウクライナ避難民で内数

ウクライナ	644	（644）
スーダン	3	（0）

（注1）上記数値は、一次審査のみ

（注2）上記数値はいずれも速報値であり、今後公表される数値と一致しない可能性がある

（注3）上記数値はいずれも令和6年2月末までの受付・処理状況であり、申請者総数と認定者総数の差分が不認定等を表しているわけではない

（注4）認定者数には、難民認定申請者のうち難民としては認定されなかったものの補完的保護対象者として認定された者が含まれる

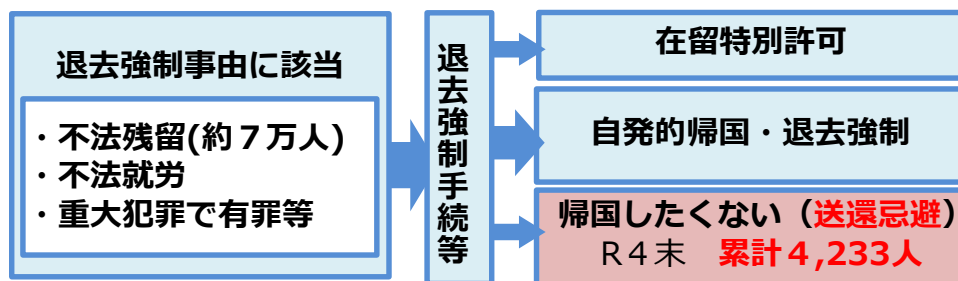
現行入管法下の課題（令和5年通常国会提出法案で対応）

共生社会の実現

- 日本人と外国人が安全・安心に暮らせる**共生社会を実現**するため、外国人への差別・偏見を無くし、その人権を尊重することが必要
その上では、外国人もルールを守り、許可された在留資格・在留期間の範囲内で活動してもらうことも重要
- 国際慣習法上、国家は、外国人の入国に当たり、遵守すべきルールを定め、これに違反した者を国外に退去させることができる

送還忌避問題

現行法上、**送還忌避者は送還できない（法の不備）**



(送還を妨げる理由)

- ① 難民認定手続中は送還が一律停止
- ② 退去を拒む自国民の受取を拒否する国の存在
- ③ 航空機内で暴れるなどの**送還妨害行為**に及び、搭乗拒否

収容を巡る諸問題

- 現行法上、「送還可能のときまで」原則収容
⇒ 送還忌避者について**収容が長期化**
 - ・ 被収容者の健康上の問題が発生
 - ・ 拒食事案の発生など処遇の困難化
- 収容の長期化を回避するには、仮放免制度を用いる
しかないが、逃亡等の防止手段が十分でない
 - ※ 仮放免後に逃亡している送還忌避者数の推移
R2末 R3末 R4末(速報値)
415人 → 599人 → 1,410人

保護すべき者を確実に保護する制度の創設

現行法下では、**紛争避難民**など、条約上の難民に該当しないものの人道上保護すべき者を**確実に保護する制度が十分でなく、法務大臣の裁量で保護している**

※ R5.5.31時点でウクライナ避難民2,010人が「特定活動（1年・就労可）」等の在留資格で在留中

保護すべき者を確実に保護

R5.12.1

1 「補完的保護対象者」認定制度

- 条約上の難民ではないが、難民に準じて保護すべき者を保護（紛争避難民など）
- 安定した在留資格の付与、制度的裏付けのある支援の実現

R6. 6. 10

2 在留特別許可制度の適正化

- 申請手続の創設
- 考慮事情を明示
- 不許可の理由を告知する規定の整備
- 在留特別許可と難民認定手続を分離

R5.12.1

3 難民認定制度の運用の見直し

〔衆議院における修正事項〕

- 面接における申請者の心情等への適切な配慮
 - 難民の出身国情報の充実
 - 難民調査官の調査能力の向上
- 〔法改正事項ではない事項〕
- 難民該当性に関する規範的要素の明確化

R6. 6. 10

R5.11.1

その他、デジタル証拠収集、16歳未満の外国人の在留カード等の有効期間の更新申請 などに関する所要の改正

送還忌避問題の解決

R6. 6. 10

1 送還停止効の例外規定

- 現行法上、難民認定申請中は、何度でも、一律に送還が停止する（＝送還停止効）ところ、その例外規定を創設
 - ・ 3回目以降の申請者
 - ・ 3年以上の実刑前科者
 - ・ テロリスト等
- 3回目以降の申請でも、難民等と認定すべき「相当の理由がある資料」を提出すれば送還停止

2 罰則付きの退去等命令制度

- 現行法上、送還が特に困難な以下の者につき、退去を命令する制度を創設し、自ら帰国するよう促す
- ・ 退去を拒む自国民を受け取らない国の者
 - ・ 航空機内で送還妨害行為に及んだ者

3 自発的な帰国を促すための措置

摘発された者等でも、自発的に帰国する場合は上陸拒否期間を短縮（5年→1年）

収容を巡る諸問題の解決

R6. 6. 10

1 収容に代わる監理措置

- 監理人の監理の下で収容しないで退去強制手続を進める措置の創設
- 個別事案ごとに、逃亡等のおそれに加え、収容により本人が受ける不利益も考慮し、収容か監理措置かを判断
- 本人及び監理人に届出義務等（ただし監理人の義務は限定）
- 逃亡等の防止に必要な場合に限り保証金を納付
- 被収容者につき、3か月ごとに収容の要否を必要性的に見直す

2 仮放免の在り方の見直し

- 健康上の理由に基づく仮放免請求は、医師の意見を聴くなど、健康状態に十分配慮して判断すべきことを明記

3 適正な処遇の実施

- 常勤医師の兼業禁止を緩和
- 強制治療に関する規定(拒食対策)
- 制止要件の明記
- 3か月ごとの健康診断
- 職員への人権研修の実施 など

政府における共生施策の変遷

1. 平成18年12月25日 「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」 (外国人労働者問題関係省庁連絡会議)

(背景) 外国人の増加、定住化、子どもの定住化等が見込まれる一方で、課題が顕在化

(概要) 上記背景を受け、社会の一員として日本人と同様の公共サービスを受生活できるような環境を整備する必要があることから、①外国人が暮らしやすい地域社会づくり、②外国人の子どもの教育の充実、③外国人の労働環境の改善、社会保険の加入促進等及び④外国人の在留管理制度の見直し等の施策を実施することとした。

2. 平成30年7月24日 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議 設置

(概要) ・法務省に外国人の受入れ環境整備に関する総合調整機能を付与(閣議決定)

・「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」の設置(閣議口頭了解)

3. 平成30年12月25日 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(126施策) (外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定) 以後、毎年度改訂

(概要) 外国人材の受入れ・共生のための取組を、政府一丸となって、より強力に、かつ、包括的に推進していく観点から、

①外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等、②生活者としての外国人に対する支援、③外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組及び④新たな在留管理体制の構築等の施策を実施することとした。

4. 令和3年1月29日 「外国人との共生社会の実現のための有識者会議」開催決定

(概要) 令和3年1月29日、関係閣僚会議の下、共生社会の在り方、その実現に向けて取り組むべき中長期的な課題について調査し、同会議に対して意見を述べることを目的として、本有識者会議の開催を決定し、同年2月から7月まで6回にわたり議論を行い、意見書を取りまとめ、関係閣僚会議の共同議長である法務大臣に意見書を提出した。

5. 令和4年6月14日 「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」策定

(概要) 外国人との共生社会の実現に向けて、目指すべき外国人との共生社会のビジョン(三つのビジョン)を示し、ビジョンを実現するために取り組むべき中長期的な課題として四つの重点事項を掲げ、それぞれについて今後5年間に取り組むべき方策等を示したものの。

令和6年6月21日 「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ(令和6年度一部変更)」(104施策)
(関係閣僚会議決定) 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和6年度改訂)」(218施策)

1. 外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ

＜策定経緯＞

- ・「外国人との共生社会の実現のための有識者会議」から関係閣僚会議の共同議長である法務大臣に提出された意見書を踏まえ、政府において、ロードマップを策定。

＜概要＞

- ・我が国の目指すべき外国人との**共生社会のビジョン**、その実現に向けた**中長期的な課題・施策を示すもの**。

＜対象期間＞

- ・**5年間**（令和4年度から令和8年度まで）
- ※ 有識者の意見を聴きつつ毎年の点検による進捗確認、必要に応じた施策の見直し

- ・令和4年6月14日 ロードマップ策定 ※101施策
- ・令和5年6月 9日 ロードマップ（令和5年度一部変更）※101施策
- ・令和6年6月21日 ロードマップ（令和6年度一部変更）※104施策

2. 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

＜策定経緯＞

- ・在留資格「特定技能」の創設を踏まえつつ、外国人材の受入れ・共生のための取組を、政府一丸となって、より強力に、かつ、包括的に推進していくという観点から策定。

＜概要＞

- ・受入れ環境を整備する観点から、**短期的な課題に対応するため**、改訂を重ねながら内容の充実を図るもの。

＜対象期間＞

- ・**毎年改訂**

- ・平成30年12月25日 総合的対応策策定 ※126施策（以後、毎年改訂）
- ・令和 6年 6月21日 総合的対応策（令和6年度改訂）※218施策

令和4年度版からロードマップを踏まえ記載を整理

【外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策】

（1）ロードマップと重複する施策

ロードマップで示した施策・工程を踏まえ単年度に実施すべき施策を示す。

（2）ロードマップと重複しない施策

中長期的に取り組むべき施策には含まれないものの、必要な施策を示す。

外国人支援コーディネーターの育成・認証

背景

外国人との共生社会を実現していくためには、生活上の困りごとに直面した外国人が、安定的・継続的に在留して能力を発揮することができるように支援する必要



外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ等に基づき、令和5年度に養成研修の内容等を検討し、令和6年度から、外国人支援コーディネーターの育成・認証を実施



外国人支援コーディネーターとは

「生活上の困りごと^(注1)を抱えた外国人^(注2)に対し、専門的知識及び技術をもって相談に応じ、連携先との連絡・調整等の支援を行い解決まで導く^(注3)ほか、生活上の困りごとの発生を予防するための情報提供等を行う人材」である

(注1) 日常生活上、社会生活上及び職業生活上の困りごとをいう

(注2) 国籍にかかわらず外国にルーツを持つ者を含む

(注3) 相談者が主体的に困りごとの解決に向けて動いていくように導くことを含む

相談対応支援

予防的支援



養成研修対象者※

現に、国、地方公共団体又はそのいずれかの委託等を受けた機関が運営する外国人向けの相談窓口において、相談対応者等として相談対応業務に従事している者であって、相談対応業務に一定期間従事した実務経験を有する者

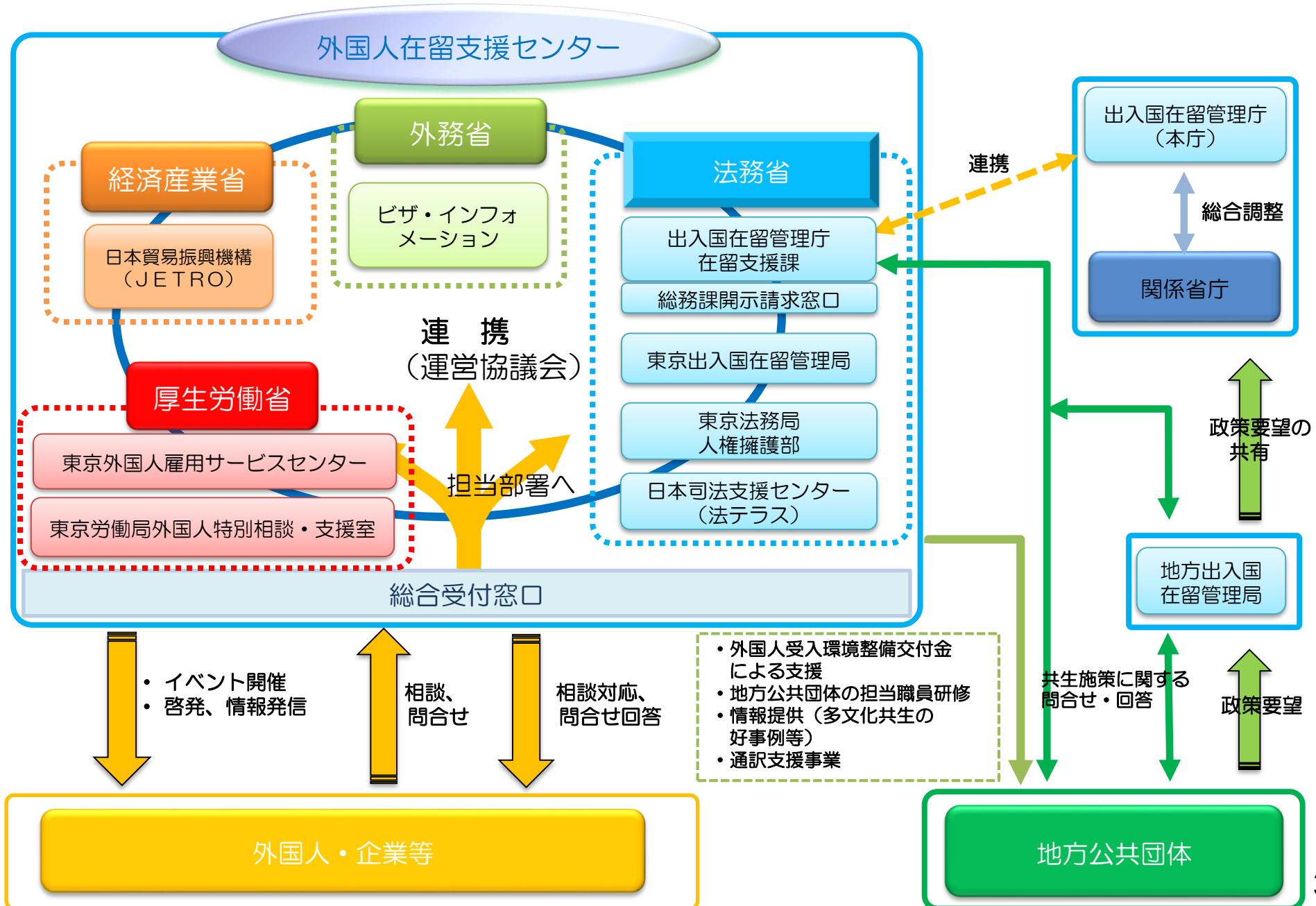
※養成研修の対象者には、外国籍の者も含まれることが想定されることから、国籍は問わないこととする。

検討結果報告書はこちら

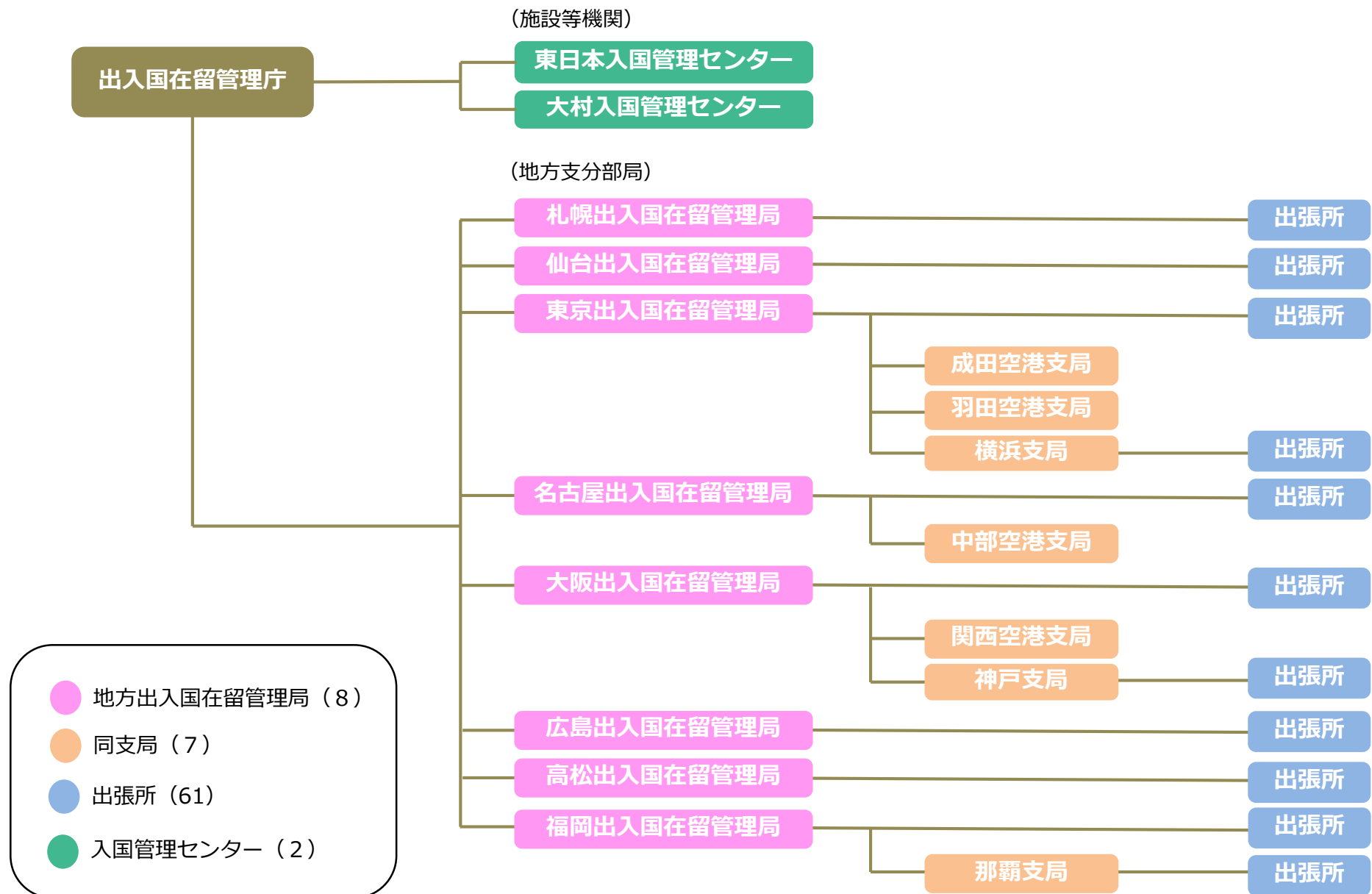


https://www.moj.go.jp/isa/policies/coexistence/04_00038.html

外国人在留支援センター（FRESC）の業務概要

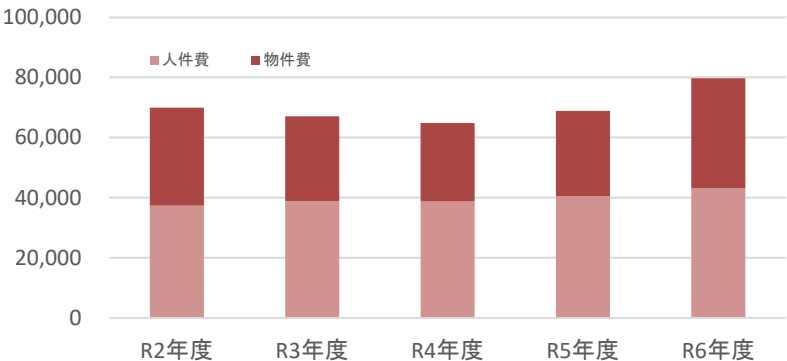


出入国在留管理庁の組織



出入国在留管理庁の予算等

出入国在留管理庁当初予算の推移



区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度 ①	R6年度 ②	比較率 ②/①
人件費	37,350	38,810	38,782	40,556	43,124	106.3%
物件費	32,629	28,231	26,038	28,262	36,590	129.5%
計	69,979	67,041	64,820	68,818	79,714	115.8%

(注1) 令和元年度予算以降は、国際観光旅客税財源充当事業（国土交通省（観光庁）一括計上分）が含まれる。
(注2) 令和3年度予算には、政府情報システム経費（内閣官房及びデジタル庁一括計上分）が含まれる。
(注3) 令和4年度予算以降には、政府情報システム経費（デジタル庁一括計上分）が含まれる。
(注4) 百万円単位で四捨五入している関係から、一部整合しない場合がある。

官職別職員数（令和6年度）

入国審査官（全国で3,991人）

- ・ 空港等における出入国審査
- ・ 地方出入国在留管理局等における在留審査
- ・ 退去強制手続における違反審査等
- ・ 難民及び補完的保護対象者の調査



入国審査官

入国警備官（全国で1,676人）

- ・ 不法入国者等の摘発、国外への退去強制
- ・ 届出情報に係る事実の調査



入国警備官

法務事務官・技官（全国で691人）

職員数の推移

年度	入国審査官	入国警備官	法務事務官・技官	合計(人)
昭和60年(1985)	703	658	379	1,740
平成7年(1995)	1,152	869	366	2,387
平成17年(2005)	1,433	1,266	273	2,972
平成27年(2015)	2,471	1,459	272	4,202
令和2年(2020)	3,872	1,611	383	5,866
令和6年(2024)	3,991	1,676	691	6,358